

令和6年第7回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和6年9月25日（水）午前 9時57分開会

常任委員会室

委員長 根本 謙 一 君

副委員長 星 次 君

○出席委員（9名）

1番 櫻 井 幹 夫 君

8番 星 次 君

2番 小 柴 葉 月 君

11番 鈴 木 繁 明 君

3番 荒 川 佳 一 君

12番 横 山 知 世 志 君

5番 長 嶺 一 也 君

15番 根 本 謙 一 君

7番 小 島 裕 子 君

（16番 大 竹 惣 君 オブザーバーとして出席）

○欠席委員（1名）

4番 山 内 豪 君

○事務局職員出席者

事務局 長 川 田 佑 子 君

事務局 次 長
兼 総 務 係 長 関 本 達 君

開 会 （午前 9時57分）

○議会事務局長（川田佑子君） これから始めたいと思います。

では、1、開会。

副委員長、お願いします。

〔「山内委員、欠席」と言う人あり〕

○議会事務局長（川田佑子君） 大変失礼いたしました。

本日、山内委員は療養中のため、欠席でございます。

失礼いたしました。では、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 昨日までの議会、皆さんにはご苦勞さまでございました。まだお疲れも残っているのかなというふうな思いですが、ただいまから第7回の議会改革推進特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（川田佑子君） 2、委員長挨拶。

○委員長（根本謙一君） 改めておはようございます。議長もお疲れのところ、ありがとうございます。

今日は、第7回の議会改革推進特別委員会開会ということになります。第6回は、日程は8月29日でありました。1か月近く間が空いてしまっておりますけれども、9月会議があったということで、そちらに全力投球で皆さん、踏んでいただいたところでございます。今日は久しぶりでありますので、前回の状況等を思い起こしていただきたいと思います。また、事務局のほうで前回の部分をしっかり整理していただき、不安なところを含めて新たに検討を必要とするのではないかという問題提起をいただいております。これを踏まえまして、まず前回の部分の整理をさせていただき、その後第3条のほうに向けて進めていきたいというふうに思っております。

今日は、午前10時からの会議ということでもありますけれども、どのぐらいかかるかということは時間を見ながら皆さんのご了解をいただきながら、しかるべき会議の中で進めてまいりたいと思います。今日は、よろしくお願い申し上げます。

以上で挨拶に代えさせていただきます。

○議会事務局長（川田佑子君） それでは、3、案件に入ります。

委員長、座長でお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） それでは、早速案件に入ります。

次第にあります（1）、ハラスメント防止条例（案）の検討についてのところであります。前文、それから第1条及び第2条について再度検討するということで始めてまいりたいと思います。検討案について事務局のほうからまず説明をいただいて、その後この点について各委員からご意見をいただいてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局、関本次長、お願いいたします。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） おはようございます。皆様に今日の朝、机の上に置かせていただいた、たたき台の8.29修正後というのがあります。例規担当や他自治体を参考にし、修正する必要があるのかなというような思いがあったものですから、事前に資料のほうを配付させていただいて目を通していただいたということです。端的に言いますと、まず前文のところ、ハラスメント自体が業務の支障になるのだよとか、快適な環境をつくるためなのだよとか、言い回しがちょっと難しいのかなというふうなところもあって、ハラスメント自体がまず人権侵害なのだよということを謳っているところが多かったと思ったのが1つです。

それから、その次に、議員間も私たちの条例では対象に入れているので、その勤務関係という言葉がどうなのかなと思ったのが1つ。

それから、妊娠、出産、育児というところの、もしくは、もしくはと続いたところがどうなのかなというのが1つ。

それから、非常勤特別職も含めるということですが、やはり1,600人にもなるというところで、当初のスタートは最低限の職員、会計年度、議員、常勤特別職の370名程度をベースにしてはどうかというのが1つ。

それから、セクハラの部分の記載がちょっと簡略的な言い回しだったと思うので、その言い方を変える必要があるかどうかということです。

それから、ここは議論にはなっていなかったのですが、ほかの自治体で議長自身が加害者とか被害者になる場合もあるのではないかと、その想定をしなくてもいいのかなというところではあります。

それから、ハラスメントの定義の書き方が、この条例において何々ハラスメントとは云々という書き方でつながっていたのですが、その書き方をもっとシンプルに書いたほうがいいのかというところではあります。

あと最後に、その他のハラスメントみたいなところで条項を入れたほうがいいのかどうか、そこら辺がちょっと気になったので、ほかの自治体の例も添付してお渡ししたところではあります。なので、ちょっと遡るような形で申し訳ないのですが、もう一度確認をしていただきたいなというところでの提案でした。取りあえずは以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

以上、7項目、事務局のほうで前回、想定以上にたくさんの意見を出していただいて、議論したということを踏まえまして、事務局もこのように整理していただいたというところではあります。

では、この前文はどこから持ってきたのだということがありますが、これは我々が視察してきた柏市、それから川越市、両方の条例の内容の前文を活用してまとめたものでございます。確かに事務局で心配した今のお話の中でもありますけれども、言われてみれば確かに、それから予想を見ますと、もっと分かりやすく、具体的ではなく、まとめた書き方で言葉を短くまとめて記述したなというのも確かに確認できました。これも含めてほかの部分も7項目にわたっていろいろ思うところ

があるかもしれません。ぜひ意見をどんどん出していただいて、再度の整理を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私は、この7番のうちの④番の職員対象者の数の変更は除いたと、これを別にして、ほかについては言い回しとか、記載方法とかについては、中身のポイントがずれていなければ、私はこれでいいのではないかなと。あえて切りがないと思うのですよ、こういう言い回しのニュアンスというのは。人によって違うと思うので、私は特段これでいいのかなというふうに思っていたところです。

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） あと私も事務局でいろいろ資料として作っていただいた、いろんな各町村のを参考にしてみました。それで、非常勤特別職については、やっぱり全部入れなくて、地方公務員でいっている3条の2、それから会計年度というふうなことで、最低限の議員と接する部分の職員でいいのではないかというふうなことも、各町村を見ると、そんなふうになっておるような状態であります。

それと、あと先ほど事務局の関本次長から話があった、議長からハラスメントを受けた、パワハラがあったという部分も、やっぱりここに付け加える必要が、これ見ると各町村、それぞれここにうたっておりますので、それが必要なというふうに認識はしたところであります。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私も一応基本的には横山委員と考え方が似ているのですけれども、ただ2番目と6番目、先ほど副委員長が言った6番目の議長のハラスメントの件なのですが、それについては、やはり盛り込むべきかなと思います。

あと2番の、勤務関係をやっぱり職務環境という形で入れると、すごくなじむのかなということで、その点については関本次長が調べていただいた職務環境ということに変更するべきかなと私は思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） これでいうと①と⑦の件になると思うのですけれども、前回第2条のところで、「この条例において「ハラスメント」とは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、及び妊娠」うんぬんかんぬんということで、ここの部分をちょっと話していたと思うのですけれども、まず①については、この7行を見るのと、見本で出してもらっている1ページ、2ページに書かれている赤字のほかの自治体の短い2行、3行、4行、5行とでは、確かにこっちのほうが使っている単語が多いので、もうぱっと見たときに重いなという印象はあります。これが大きな違いかなと、

ごによごによ書かれているよりは、ばしっと、ハラスメントって重いのだよということが短い文章だと伝わるかなという印象です。

⑦のハラスメントの定義の書き方についてなのですが、これ前回も話し合っていて、町の職員のほうのハラスメント防止の要綱も照らし合わせて見ていたと思うのですが、やっぱり確かに書き方が分かりづらいと思うので、第2条、「この条例において「ハラスメント」とは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、及び妊娠、出産」うんぬんかんぬん「ハラスメントをいう」、この条例において「以下のように定める」みたいな感じにして、①、②、③。①、パワーハラスメントとは何々、何々、②、セクシュアル・ハラスメントとは何々、何々、③、妊娠ハラスメントとは何々、何々みたいな感じでまとめると、割と見やすくなるのかなと思いました。一旦はこのくらいです。

○委員長（根本謙一君）　ということは、事務局で用意してくれた修正案1の書き方でいいのではありませんかというふうに受け止めていいのでしょうか。6ページ目にありますね、事務局の修正案。

○2番（小柴葉月君）　そうですね、これですね。これです。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　ちょっと待ってください。先に長嶺委員が挙手していたので。

〔「資料をもらっていない、今回の……」「ごめんなさい、俺もないのでもらえますか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　休憩します。

休 憩　　（午前10時13分）

再 開　　（午前10時16分）

○委員長（根本謙一君）　再開します。

長嶺委員、どうぞお願いします。

○5番（長嶺一也君）　それでは、私の考えを申し上げます。

①、②については前文の内容なのですが、本町のたたき台なのですが、1段落目はこのまま、2段落目、3段落目につきましては、事務局で調べていただいた恵庭市と大台町、この2つは大台町の議会の内容を参考にしても構わないかなと。あと下から2行目、「信頼される議会」の前に、「町民から」と入れてもいいかなと思ったところです。

続きまして、③のハラスメントの定義の第2条第4項の規定ですが、先ほど小柴委員から話があったとおり、6ページの修正案1がいいのかなと。

ただ、第4号のマタハラなのですが、その中の2行目の最後、マタハラと介護に関するものが一緒になっているので、ちょっとここは介護の部分については、第5号の中に入れるとか、ちょっとここは第4号の部分から介護に関する部分は外すべきかなというふうに思ったところでございます。

す。

あと④につきまして、対象者については事務局でまとめていただいた４ページの（１）、（２）、（４）、（６）が対象者で３７３名になるかなというふうに思ったところです。

あと⑤のセクハラの定義をもう少しということで、これについては５ページの修正案に書いてあったのですが、ここに私は、「この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、職務環境内外を問わず」という文言を入れてほしいなと思ったところです。

あと議長の部分につきましては、今ほど副委員長等からも話があったとおり、規定に盛り込むということにしたほうがよろしいかと思います。

⑦のハラスメント定義につきましては、先ほど言いました６ページの第２条の第６項になるわけですか、その記載でいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、どうぞ。

○７番（小島裕子君） 前回の委員会からちょっと整理された形で見させていただいたのですが、指摘された①から⑦の部分に関して、少しやっぱり表現を改めたほうがいいのかという部分もあります。

①に関しては、やはり恵庭市の条文を、大体２段落目からはこれに差し替えてはどうかなというふうに思いました。

あとは、②に関しましては、これも「勤務関係」ではなく、やっぱり「職務環境を」というふうに文言を入れ替えたほうが適した表現になるのかなというふうに感じました。

あと③に関しましては、たたき台の部分を、これ本当はかなり「もしくは」という言葉で使われていますので、読んでいく中でやっぱり整理された形として修正案１の号をつけて（１）、（２）というふうに分けていくほうに改めたほうがすっきりするかなというふうに思いました。

④に関しましては、やはりこれは提案のとおり、（３）と（５）を省いたような形で対象者にしたほうがいいのかという形で思ってきました。

⑤に関しましては、修正案のとおりにしていけばいいかなというふうに思います。

⑥に関しましても修正案の１のような形で表現したほうが、前回終わった段階で議長、副議長が対象に入っていなかったもので、この部分も十分考えていかなくはいけない部分かなと思いましたので、これはやはり入れるべきかと思います。

⑦に関しましては、修正案１という形で、ある程度共通の文言が入ったような形ではなくということもありますし、やっぱり読みにくさも入ってきますので、これはハラスメントってこういうものだというのを一つ一つ出しながら、記載して整理していったほうがいいのかというふうに思います。ただ、その文言に関しましても、少しやっぱり修正するなり、入替えるなりちょっと整理をして、一つ一つ決めていったほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） では、④と⑥についてでありますけれども……

○委員長（根本謙一君） ④と⑥。

○11番（鈴木繁明君） ⑥です。対象者については非常勤職員を含めると1,600名となるということで、ちょっと人数的にも多いのではないのかということであります。そして、ここに書いてありますように、職員、議員、会計年度任用職員、常勤特別職の373名を当面の対象者ということで、これで進めてはどうかというふうに思います。

それから、⑥についてはやはり議長がハラスメントの加害者もしくは被害者になるということを想定したほうがいいのではないのかと思います。

○委員長（根本謙一君） では、次は櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 1番に関しては、たたき台のままでいいのかなとは思いますが、なお変更しても特に支障はないかと思っています。

2つ目に関しては、ぱっと見たら恵庭市あたりがいいのかなと思っています。

3つ目は……

○委員長（根本謙一君） ということは……

○1番（櫻井幹夫君） 議員間と職員間というのが表現されているほうが……違う、これは大鰐町のほうがいいです。

○委員長（根本謙一君） 大鰐町ですね。

○1番（櫻井幹夫君） はい、ごめんなさい。

3つ目の記載はこれは皆さんにお任せします。

4つ目については、1,600人だろうが、3,000人だろうが、1万人だろうが、ハラスメントは起きてはいけないことなので、対象者が多くても私は関係ないと思います。

5つ目は、私どものたたき台のままでよろしいかと思っています。

6つ目は、やはり想定すべきだと思います。修正案2がよろしいかと思っています。

○委員長（根本謙一君） 盛り込むということですね。

○1番（櫻井幹夫君） はい。

7番目についても、たたき台のままでいいとは思いますが、変更する必要があるというのであれば、修正2がいいかと思っています。

○委員長（根本謙一君） 修正2。

○1番（櫻井幹夫君） 修正案2というものです。

○委員長（根本謙一君） 修正は2点あるので……

○1番（櫻井幹夫君） 修正案2です。最後のほうです。

○委員長（根本謙一君） 修正案ですね。

○1 番（櫻井幹夫君） 2 となるほうがよろしいかと思います。

私は以上です。

○委員長（根本謙一君） 全員からご意見をいただきました。

まず、①からそれぞれ諮ってまいります。前文の言い回しが分かりにくい、参考になる自治体をピックアップして載せてある中で、たたき台の1 段目はこれでいいのではないかと。問題は2 段目だということです。その2 段目に例示の大台町議会の部分をはめ込むと、後段のいわゆる分かりにくさがすっきりするのではないかというような大方の意見だったかと思いますが、「大台町議会は」というところを「会津美里町議会は」に変えて、そのまま生かすということで、そうすると分かりやすくなるかなということは確かに皆さんのご意見いただいた中で理解するところですが、いかがでしょうか。

長嶺委員。

○5 番（長嶺一也君） 今特に委員長がおっしゃった提案でよろしいかと思います。あと最初のたたき台で、私も先ほど言ったとおり、大台町の4 行目の真ん中、「努め、信頼される議会」というところなのですが、たたき台にも「町民から信頼される議会の実現に資すること」ってこう書いてあるので、ここに「町民から」と……

○委員長（根本謙一君） ここにね。

○5 番（長嶺一也君） ええ、入れたほうがよろしいかと思うのですが。

○委員長（根本謙一君） ただ、ここでいう信頼されるとか町民のみならず、職員からのということも含めてのことだとは思われるのですが、大台町議会のこの部分を生かして、たたき台の部分に置き換えるということをまず皆さん、了承できるかどうかですね。どうでしょう。

横山委員。

○12 番（横山知世志君） 私は、特に「町民」という言葉は必要ないかなと思います。もちろん町民も職員も、それから出入りする関係機関、これも関連するわけですから、全てに信頼されていなければ駄目だということで、私は町民にこだわる必要はないのかなと。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員の「町民に」という文言を付け加えてはという提案に、横山委員からはもっと広い対象の信頼を得る議会にという意味合いで、あえて「町民に」という言葉を入れなくてもいいのではないかということでありました。

この部分について、星委員、どうぞ。

○8 番（星 次君） 私も横山委員と同じに、あえて「町民」って入れなくてもいいのではないかなという、もう少し含みを持って、全ての人に信頼されるというか。

○委員長（根本謙一君） 星委員から今のようなご意見がありました。

櫻井委員。

○1 番（櫻井幹夫君） 私は、「町民」は入れたほうがいいと思います。私たちは町民から選ばれた

だけなので、ほかの人に選んでもらっているわけではないので、「町民」というのは入れるべきだと私は思います。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員からのご意見でした。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 1回その案をちょっと読んでもらってもいいですか。案を読んでもらっているですか、訂正部分。どうしたらいいのでしょうか、どうなったのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） たたき台を含めてですか。

○2番（小柴葉月君） 今こうしようってまとまってきているのはどうなのでしょう。

〔「今の文章、今までの」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 今の部分ですか、修正の部分ですか。

○2番（小柴葉月君） 今の部分。

○委員長（根本謙一君） 置き換えの部分、では読んでみます。

「ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会活動に支障を来し、議会の基本的信用及び信頼を失うことになる。会津美里町議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するために、互いに人格を尊重し、相互に信頼を深めることを通してハラスメントの防止に努め」、ここが町民を加えるか加えないか。「信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する」。

○2番（小柴葉月君） 頭に「ハラスメントは」って1段落目につくのですね、たたき台の。

○委員長（根本謙一君） はい。いわゆる大台町議会の例規をそっくり置き換えていく予定です。そこに、「町民に信頼される議会」というふうにするか、「町民」をあえて入れなくてもいいか、そこが今論点になっています。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） そうすると、たたき台のほうの1段落目に入れるということなので、こっちに「町民サービスが低下し」と入っているから、「町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことになる」と書いてあるのです。だから、みんなが懸念していることはここに、1段落目に書いてあるから、ここの語尾はそんなに気にしなくてもいいのではないですか。ここに町民を入れるか、入れないかによって、内容に町民が含まれるか、含まれないかというのは、さほど影響はなく、1段落目に全てが書いてあると。

〔「すみません、ちょっといいですか、確認なんですけど」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 事務局次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 1段落目というのはこの3行目までを言っていたわけではないですか。

〔「これは残すんだよね」「これは残して……」と言う

人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ハラスメントからのものを大台町のものに変えられてはどうかと……

○委員長（根本謙一君） たたき台の3行は残します。

○2番（小柴葉月君） 私、2段落目を見ていたのかな。

○委員長（根本謙一君） ハラスメントはもともと2段落目。

○2番（小柴葉月君） ここを切るということですか。

○委員長（根本謙一君） はい。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 現在、町職員の半分程度は町民でないというところがあります。町民ではない町職員が読んだら、ああ、自分たち俺らは違うのだねと思ってしまうかな、と。

○2番（小柴葉月君） そういうこともあるのですね。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、理解できましたか。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） 今の事務局からの助言もありますように、町民だけということではないということでこの文章ができているのかなというふうに思います。では、大台町議会の部分を生かすと、これに置き換えると、2段落目以降です。

長嶺委員から、あるいは櫻井委員から提案があった「町民に」の文言は加えないでということで整理したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定させていただきます。

では、次に入ります。次、②です。この部分は、「勤務関係」という文言を「職務環境」ということにしてはどうかということです。委員の中では、ほとんどが職務環境に直しこととございます。確かに、少し意味合いが違ってくるということを踏まえると、職務環境にすれば大きく捉えられるということから、職務環境のほうが落ち着くかなというふうに思うのですが、この点はいかがでしょう。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ただ、そうした場合に、この後にちょっと出てくるところがあるので、そこでまた議論する必要があるかなと思いますけれども、⑦のハラスメントの定義の書き方のところで、たたき台の6ページを見てください。6ページの1行目の後半に勤務関係というのが出てきます。ここを職務環境にする必要があるかなというところで今お話をさせていただきました。これは後で、⑦のところでもまたご意見をいただきたいと思います。

では、ここは職務環境にするということにして、ご理解いただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、職務環境に変更したいと思います。

では、次に参ります。③でございます。③については、修正案1が事前に整理されているということで複数委員から賛同をいただいております。たたき台は、もしくは、もしくは、もしくはと、あっちこっちに入れてありまして……

〔「ここにも勤務関係が出てくる」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ここにも勤務関係が出てきますので、やっぱりここ、職務環境にして問題はないでしょうか。

〔「その下もありますね」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そうですね。（2）ですから、これは2号になるわけかな、第2号のところの勤務環境、2か所の「勤務環境」を「職務環境」、当然整合性を取る必要がある部分ですので、では、ここも「職務環境」に変える、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように……

〔「委員長、ちょっといいですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） すみません、最終的に⑦のところにも影響しているのですが、⑦の例えば修正案1みたいに書くとすると、4号ですか、ここがマタニティ・ハラスメントか、あるいは妊娠、出産、または介護に関するハラスメントと考えて、さらにこの下にまた1、2という書き方になるのか、今の妊娠、出産、育児のところの話だと修正案1と2があるではないですか。1と2で、1のほうは（1）、（2）と分けてあります。

○委員長（根本謙一君） 1号、2号ね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 修正2のほうは、もしくはを控えた感じで1文で書いているのです。それを踏まえた上で、最終的に⑦のハラスメントの定義のときに、しっかりいくのは1文のほうがいいのかなという見栄えの話ですけれども、どうかなと思ひまして。ここで今修正案1がいいのではないかとすると、それはそれで、ここだけ見るといいのですけれども、最終的にハラスメントの定義ということになると、そこだけ2つ書くようになるのが格好いいかどうかと思ったところです。

○委員長（根本謙一君） ⑦は後にしましょう。

〔何事か言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ⑦を踏まえた上で、これをどちらにするかって決めたほうがいいかなというふうに思います。⑦のところで、最終的にもし修正案1みたくするのであれば、（4）のところにさらに下に2つつけなくてはいけなくなってしまうねという。分かりますか。

○2番（小柴葉月君） 今例えば⑦のところで、では我々が最終的にこの修正案1を選んだとするで

はないですか。そうすると、これ今（１）、（２）、（３）、（４）、（５）って並んでいますけれども、（４）のところだけ、ちっちゃい（１）、（２）みたいなものが増えてきてしまうのです。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） （４）自体が、さらに（４）の中に１番、２番という、また細分化して書くようになるので、それが悪くないかなということです。ほかのものは１文で書いているのにというところがどうかと思っただけです。それでもいいのであれば。

ただ、条例のところにごちゃごちゃ、長く書くのはあんまり格好悪いのかなと他のところを見ておったのですけれども、結構すっきりのところが多いのです。だから、本当は１文で表現して、あんまりくどくない方が一番いいと思います。

○委員長（根本謙一君） いずれにしても、ハラスメントの部分は、やはり例えば修正案２のところになりますと、ではこれは何に値するのだということで、いろんなものがこれ複合して捉えられますよね、下の修正案２の場合は。何のハラスメントなのだと、ハラスメントの種類で考えた場合。例えばパワーハラスメントだ、セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメントというふうに具体的にその意味をやっていたほうが第三者からも分かりやすいのではないかなと。町の要綱にはそういうふうに書かれているのです。判断時点としては、そのほうが悩まなくて済むのではないかなと。ただ一概に全て含めて概念的にハラスメントだというよりも、これはマタニティーハラスメントでしょうというふうに、これにのっとって判断するものにしたほうがいいのかというふうに私は考えてきました。セクシュアルハラスメントとマタニティーハラスメントは当然言わずもがなですけれども、議員の中にも女性議員が増えてきている、関係してきているということです。職務環境とするのは当然だなというふうに思うのですけれども、細分化しなければならないというところが難点があれば、もう少し何か方法がないかなと。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そのときは③のところの話ですけれども、修正案２で、これは「この条例において」というふうにはなっていますけれども、ここは直して、「出産、育児又は介護に関するハラスメント」って書いて、一文字空けてこの説明を書くということでもいいのかなと思います。もしくは、マタニティーハラスメントということで書くのであれば、この中のマタニティーハラスメントのことだけを書いて、介護のところはその他のハラスメントというところですか、どちらでもいいと思いますけれども、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」という単語で定義づけをしてもいいし、マタニティーハラスメントということプラスその他のハラスメントというのを１つつくるというのもいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 修正案２を生かしてということですね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） どちらでもいいとは思いますが、最終的に⑦のところでごちゃごちゃとするよりは、１文で書いたほうがいいものかなと、１文は長いですが、ちょっと好みですね。そんなところです。どっちがいいとかというわけではないです。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 今次長が言ったように、ここでもうこう言っていて、その他のハラスメントって、これを1つに書いたらいいのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） 今関本次長の助言として、その他のハラスメントという1項を設けることによって、より分かりやすくしてはどうかということでした。そういうことで整理してみましようか。

○12番（横山知世志君） ちょっとその部分、もう一回整理していただけますか。

○委員長（根本謙一君） では、関本次長、もう一度そこを。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 修正案2を使って、あとの話で⑦のところで話をしたいということです。

○12番（横山知世志君） 詳細をね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ちょっと⑦のところで再度整理しましょう。

○12番（横山知世志君） その他の部分をちょっと。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） その他の部分は……

〔何事か言う人あり〕

○12番（横山知世志君） ⑦番にするか、こっちにするかか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） もしくは、どこにも属さないようなもしハラスメントがあった場合に、そういうのを拾えるところがあったほうがいいと思いますから、この間言われたみたいな、例えば容姿の話とかは、基本的にはセクハラ等に入るとは思うのですけれども、そういう項目を入れておくと、なお安心なのかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 実は、私も一番心配していて、今SNSで誹謗中傷がすごくあるので、どこかにSNS投稿によるハラスメントも記載していく必要があるのではないのかなと。その他の部分に私は付け加えたらいいのかなというふうに思ったのです。

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ⑦のところですね、6ページの。その他のハラスメントの誹謗とか中傷と書いてあるところが、いわゆるSNSによるということを書かなくても、それも含めた表現だというふうに理解できると思います。

〔「あえて人権をうたっているから……」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） あえてそれだけではなくて、紙で投書するものもあるので、いろいろあるわけなので、こう書いておけば別に特定はしていないわけですから、あえてそこまでは。もちろんそういうのも入っているよというのは逐条解説的なところで説明していくことになると思います。

○委員長（根本謙一君） では、③の部分は⑦で最終的に整理したいと思います。

では、次、④に参ります。④は対象者でございます。各委員のご意見を伺うと、373名で当面の対象者としてという提案を了とする意見が多かったわけですが、一部やはり対象者は絞るべきではないという意見がありました。

事務局のほうで心配されたのは、前回の委員会で後から縮小もできるのではないかみたいな、訂正してというような話も出てきたと思いますけれども、広げる改正は理解しやすいな、縮小するというのはなかなか難しいのではないかという問題意識の中でこの話が出てきております。広げるということのほうが確かに理解しやすい部分もあり、消防団員も含めてとしますと、絶対あり得ないということはないでしょうけれども、他自治体の事例も見ますと、373名の職員、議員、会計年度、常勤特別職が当面の対象にすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、櫻井委員、そういうことで一応ご了承いただきたいと思います。

○1番（櫻井幹夫君） はい。

○委員長（根本謙一君） では、373名を当面の対象者として整理できました。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） ちょっと確認なのですが、常勤特別職の3名というのは、これは町長、副町長、教育長、あと監査委員はどうなのでしょう。

〔「監査委員は常勤じゃないよ」と言う人あり〕

○3番（荒川佳一君） 常勤ではないから非常勤で、監査委員はどこに入りますか。

〔何事か言う人あり〕

○3番（荒川佳一君） 監査委員を私は入れるべきかなと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 監査委員は（5）に入るようです。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） やはり監査委員も私は入れるべきかなと思うのですが、どうでしょうか。今回のということではないのですが、監査委員についてもかなりストレスを与えられているような状況でもありますので……

○委員長（根本謙一君） 荒川委員から今のようなご意見がありました。

ただ、具体的に監査委員というふうに出るわけにはいかないもので、職員の中の（5）を含めてはいないのですが、どうでしょう、ご意見いただきたいと思います。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 含めるに当たってのそういうあれはどういうふうにすればよいのかなということ。

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 多分非常勤特別職の中で、この人は該当、この人は該当で

はないなんていうことは言いにくいと思います。なので、もうそうになったらこれ全部入れるしかないのかなと思います。ただここまで広げてしまうとどうかなということでの提案だったのですけれども、非常勤特別職の中の監査委員がどうかということではないと思います。いわゆる通常議員と接するであろう人というくくりがあくまで373名というところで整理をしているので、どうしてもそういうグレーゾーンという話は出てきてしまうと思います。

○委員長（根本謙一君） 関本次長からの助言でありました。

そうしますと、監査委員だけで職名を抜き出して載せるわけにはいきませんので、もしも必要だとなると、（５）、消防団員以外の非常勤特別職というふうにならざるを得ないということですよね、もしも入れる必要があるとなったら。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 消防団員と書いてあっても、消防団の非常勤の規定とそれ以外という書きぶりだったのでこういうふうになっているのですけれども、そうなってくると、もっとそれが全部になってしまうのではないかなというところになってしまいます。確かに現状を見てみると、今荒川委員が言いたい気持ちは非常によく分かるのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○３番（荒川佳一君） なので、私先ほど櫻井委員が言った人数も多くはなるのですが、やっぱり全体を考えたら私はいいいのではないかなと思います。ちょっと私もあまりちょっと意見はしなかったのですが、そういう形を取ったほうが、そういう監査委員なんかも救えますので、ぜひやっぱりそういう形にしたほうが、町の考え方ということで、町の議会の考え方、そういう考え方では進むべきではないかなと思います。

〔「１回休憩しますか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 少し休憩をここで取ります。

休 憩 （午前１０時５９分）

再 開 （午前１１時０８分）

○委員長（根本謙一君） それでは再開します。

それでは、ただいまの論点は④で、1,600名にするか、373名にするかになりました。初め373名を当面の対象者というふうに課すべきはあったのですけれども、荒川委員のほうから監査委員を対象にすべきでないかという提案があり、それを含めようとしますと、くくりとして1,600名になってしまうおそれがあります。過去の議論の中で1,600名にした場合に、アンケート調査を取る段で相当な困難あるいは問題が出てくるのではないかというところでした。それでもやるべきだというならば、それはそれとして当然我々の姿勢として決定してもよいかなと思いますけれども、この点はやっぱり共通理解をしておく必要があるのではないかというふうに思います。

事務局のほうに伺うのですけれども、アンケート調査、1,600名をそのうちの対象にして、そうしま

すと、一人でもあってはいけないという意見もあるように、全く人権侵害ですから、複数あるいは数が多いからいけない、少ないから大丈夫だという話ではなくて、一人でもあってはいけないハラスメントなので、パーセントでいい、悪いを決めることはできないわけですから、1,600名であろうと、アンケート調査をやろうとなれば、対象者としてなってくるわけです。その点の事務局体制の問題点としては再度考えられているのはどのようなことでしょうか。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 前回やったときには、グーグルフォームで回答してもらったので、みんなちゃんというか、回収率もそれなりにあったところですけども、この状態でいけば全部この人たちにどうやって送るかというのも含めてなのですけども、1,600名を分母としたときに、アンケートとすれば相当大変な業務になってくると思います。それをどうやって回収するかというのもありますし、予算的なことも含めて、かなり大変なことになってくるのかなと。

このハラスメント防止条例をつくるということがやっぱり大きな目的で、対象者の部分というよりもこの条例ができれば、非常にそれは抑止力として働くと思われるのです。ですので、神経質になって範囲を広げるというより、この条例をつくるということによって抑止力を発揮していくというのが、結果的に柏市とか川越市もそういうことで条例をつくったことによってみんな出てきているということもあるので、私は非常勤特別職を抜いたところからやったほうがいいのかないのかなというような感じがします。この範囲だと、アンケートを取るのも取れるというところがありますしというのが対象者として入れてしまうと、やっぱりそこの全員に対して周知をしたり、アンケートを取ったり、お他自治体の聞くという作業は必要になってくると思いますが、実務上はなかなか大変になってくると思います。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

関本次長から今のような感想をいただきました。それぞれのアンケート調査をする場合の難点あるいは効果、いろいろお話をいただきました。この点について、各委員からもご意見をいただきたいと思います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今の説明で分かりました。施行後、これ3年以内においても条例の見直しというか、検討をするということでもあるので、今のアンケート等々のことも考慮して、実際のところ、全体の人数373名で理解しましたので、当面今回のやつについてはこれで閉めてもらいまして、後でそういう見直し等もありますので、そのときに変更も考えたいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 今回1人の方がかなり心配な方がいらっしゃるということで、全員までという意見があったのですけれども、それもやっぱりちょっと現実的ではないということで縮小するよう

な形ではあったのですが、ここに載せられた消防団、さらにその関係の方をやっぱり入れ込む形として、苦情等の事前案、相談申請書を一応つくる予定ではいますよね、町として、議会としてハラスメント防止条例の中で。だから、そういったところに何かハラスメントを受けたのだけれども、相談をしたりとかそういう窓口をつくるということだったとは思うのですけれども、その窓口が多分今回枠外になられた方も含むという形で入れ込めばいいのではないかなというふうに思うのですけれども。その窓口申請される方に関しては、今回対象となる三百何人でしたか、その人だけにかかわらず、それ以外の消防団員だったりという形の人たちも含むという形で入れ込めば、もし何かあったときに議会……

○委員長（根本謙一君） 小島委員、だから今この条例の対象者を聞いているのですよ。窓口をつくりましょうねという条例の中身にはなっていますけれども。

小島委員。

○7番（小島裕子君） なので、少なくしたとしても、いろんな心配を出されたことに関しては救済できるような形になるので、少ない人数で始めてもいいのかなというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 多分小島委員が言いたかったのは、対象者は減らしても相談窓口には相談できるような体制にしたらどうだということを言っているかと思うのですけれども、相談は相談で広く受けられるようにしたらいいのではないかって言っているのだとは思いますが、そこはやはり対象者は絞ったほうがいいのかどうかということです。当然その対象者と相談窓口に来る、相談できる人というのはイコールだと私は思っていたのですけれども、小島委員的にはそれは違っていいのではないかという案だと思うのですけれども、今言おうとしていたのはそういうことだなという。

○委員長（根本謙一君） 例えば小島委員はそういうふうに言っているのですけれども、ただ整合性的に条例の対象者のところで今整理しているわけです。そうしますと、苦情受付窓口を設置しようという、議会事務局で例えばなった場合に、ではほかの人は一切受け付けないのかという、それは当然対象者になっていないから受け付けませんという話ではなくて、それはいろんなことが、想定外のことが多分したりするわけですから、わざわざ分けていなくても、それはそういうことがあったら真摯に、それは議長をはじめ向き合わなくてはならないということになるので、条例に照らして、いや、それは受け付けませんという話ではないというふうに私も考えます。ですから、そこは心配しなくていいのかなというふうに思います。

どうでしょう、ほか今の小島委員の意見に対してどうでしょう。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 小島さんの話ではないのですけれども……小島さんの話で一言言うならば、イコールにしたほうがいいと思います。窓口の対象者と、ここで定める人がイコールではなければお

かしいと私は思うのですけれども、別件でこれ質問なのですけれども、会津美里町職員のハラスメントで定められている職員というのは全部入っているのですか。

〔「373名」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうですね。

○2番（小柴葉月君） では、監査委員はここに入っている。

○委員長（根本謙一君） よく読んでみますか。町職員のハラスメントの防止等に関する要綱です。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 入っています。

○2番（小柴葉月君） 入っている。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい。

○2番（小柴葉月君） そうしたら、うまくそこにできないですか。例えば……

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） まだソフトの部分は決まっていなかったとは思っていたのですけれども、柏とか視察に行ったところだと、町側に相談窓口が設置されていて、その相談窓口と議会の窓口はつないでいるのでしたよね。

例えば職員の相談窓口に来た案件で、議員という言葉が入っていた案件については、こちらでも対応が可能というか……

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 議員が議員へ行ったハラスメントの分は議会事務局で受け付けて、議員が職員へ行ったものは、まずは総務課のところで受けて、それが議会事務局に来るということ。なので、いずれにしても議会事務局で処理しなければならない。だから、全部議会事務局のほうで事務を担ってしまうと。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 例えば、こっちの窓口では、職員というのはこれですって言っているのだけれども、でも向こうの窓口の職員の人が、向こうの窓口で相談した案件はこっちでもさばかなければいけないから、ここに、ただし、会津美里町の職員の窓口で相談が来て、議員が該当するようなものはこっちでも対応しますみたいな感じで書けば、うちでは三百何でしたっけ。

〔「373」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） 373名だけれども、でも向こうでも373に入らない人が相談してきた場合は該当としますって。

○委員長（根本謙一君） それでいいですか、提案として。

○2番（小柴葉月君） そうです。

○委員長（根本謙一君） それができるかどうか、そういう書き方で。

○2番（小柴葉月君） そうです。

○委員長（根本謙一君） ほかの条例では一切そういうことはありませんけれども、だからどういうふうにしていたかなというか、ちょっと分からない部分がありますけれども。

○2番（小柴葉月君） でも、結構頂いた資料を読んでいると、本当に私たちは1回目のときというか、この前話合いで困っていた、では委託業務を受けている団体の職員はどうするのとかという話も書いている自治体はあるし、結構そこはまちまちで、自分たちのやりたいこととか守りたいものというのを言葉にしているのかなと思うので、私の個人の感想としてはやっぱり全員を入れたいのです。入れたいのです。前も言っていましたが、全員対象にしたいのです。なぜならば、①のところにある前文の世田谷の例が挙がっていますが、「ましてや議員の地位による影響力を不正に利用したハラスメント行為は断じて許されるものではない」と、この言葉が私大好きなのですが、これを肝に銘じて日々来てほしいって私は思っているのです、なるべく広くしたいのですという思いがすごく私は強いのですが、現実的なことも考えてねって。だから、アンケート調査をどうするのというところも言っていることは分かるのだけれども、てんびんにかけたときに、アンケート調査ができないから対象者を減らしますという、こっちが勝ってしまうというのは、見栄えとしてあんまりよろしくないなと私は思うのです。だから、そこもみんなの意見を考慮した上で、なるべく広げたいという気持ちがあった上での提案です。

○委員長（根本謙一君） 書きぶりで、記述の仕方ですらその部分をカバーできないかということですよ。

○2番（小柴葉月君） そうです。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、今の小柴委員の意見に対してですか。小島委員のことも含めて。

○5番（長嶺一也君） はい。

○委員長（根本謙一君） では、お願いします。

○5番（長嶺一也君） 先ほど冒頭、正式に発言したかちょっと覚えていないのですが、条例自体はシンプルで簡略な文言にすべきだというふうに私は考えていまして、小柴委員がおっしゃった内容、あと小島委員がおっしゃった内容につきましては、条例に落とし込むのではなくて、要綱等に落とし込めばいいだけの話かなと私は思ったのですが。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 事務局に伺います。

今要綱に落とせばいいのではないかという話ですけれども、そういうことで……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） いずれにしても、そういうことではなくて、要綱に落とし込んだとしても、ここに書いたとしても、どうするという考えは必要なので……

○委員長（根本謙一君） もちろん。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ここで整理をする必要があると思います。書き方として別に定めるということで、この対象者には触れないでいくのも手ですが、それにしても定めな

くてはいけないので、ここで条例上、表記するかしないかは別として、考え方は整理する必要があると思います。

○委員長（根本謙一君） さて、思案のしどころでございますが、ほかに意見ある方。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 荒川委員がおっしゃった監査委員については、やはり含める必要があるなと思ったところではありますが、今回の条例制定に当たっては、4ページのその範囲なのですから、（3）、（5）は抜いた形で条例制定を進めたほうがいいのかと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員からは、今までの議論を踏まえての新たな373名で条例制定していくべきだというふうに意見が出ました。

副委員長、お願いします。

○8番（星 次君） いろんな意見が出されておりますが、関本次長が書いてある、条例で定めたものを後で狭めるのはなかなか難しいということもありますので、373というふうにしておいて、今後必要な場合は対象者を増やすというふうなことでやっても、荒川委員も言っておりますが、不具合が生じたときは3年以内の中で改善ができるというふうな条項も設けてありますので、そんなふうに取りあえずは今回の条例はやっぱり議員の抑止力というふうなことで再発防止につなげる条例なので、373名というふうに決定したほうが私はいいのではないかとこのように判断したところであります。

○委員長（根本謙一君） 星委員からはそのようなご意見が出ました。長嶺委員と同様なことですが、小柴委員が気にされていたアンケート調査が大変だから少なくしようという、当然皆さん、そんなことは思っていないでしょうし、改正条項ものつけてあるということもありますから、その点も踏まえて、長嶺委員、星委員からも意見が出されました。

ほかにありませんか。ないですか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、当面の対象者として373名、職員とは（1）、（2）、（4）、それから議員含め（6）を当面の対象者とするということにして決定してよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、よろしいですか。

○2番（小柴葉月君） 結構です。

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定します。

では、次、⑤に参ります。セクシュアルハラスメントの定義をもう少し丁寧に記載してはどうかということでもあります。たたき台としては、本当に簡略化して、「他の者を不快にさせる性的な言動という」というふうに端的に述べておりますが、修正案は以下のように、「同性、異性を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の職務環境を害する行為

をいう」というふうにしてあります。さらに、ここに長嶺委員からの提案として、「職務環境を問わず」というふうに入れてありますよね。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君）　ここなのですが、「職務環境内外、問わず」というのは「同性、異性を問わず」とありますから、重なるので、「職務環境内外、同性、異性を問わず」というような、あとは6ページの修正案1の第3号と整合性を見たほうがいいかなと思いました。

○委員長（根本謙一君）　今、長嶺委員からの提案です。

ほかの委員からも、これに対して意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君）　私は、このたたき台でいいと思います。

○委員長（根本謙一君）　たたき台ということは、「他の者を不快にさせる性的な言動をいう」、これだけでいいと。

○3番（荒川佳一君）　はい。

○委員長（根本謙一君）　小島さん。

○7番（小島裕子君）　私はこの修正案でいいと思います。セクシュアルハラスメントは、職場環境とそこに結びつけなくてもいいのかなと。

○委員長（根本謙一君）　もう少しはっきり、大きい声でお願いします。

○7番（小島裕子君）　修正案でいいと思います。

○委員長（根本謙一君）　修正案でね。

○7番（小島裕子君）　はい。

○委員長（根本謙一君）　櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君）　私は、先ほども申しましたが、たたき台でよろしいと思います。

○委員長（根本謙一君）　たたき台。

○1番（櫻井幹夫君）　はい。

○12番（横山知世志君）　私も同じです。

○委員長（根本謙一君）　鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君）　たたき台でいいと思います。

○8番（星　次君）　私もたたき台で十分だと思います。

○委員長（根本謙一君）　小柴委員、いかがでしょうか。たたき台。

○2番（小柴葉月君）　皆さんに合わせます。

○委員長（根本謙一君）　それでは、全員にご意見を頂戴しました。たたき台でいいのではないかとということで、シンプルに、広く、すくい取れるという意味にもなるかなと思います。たたき台で……

〔「よろしいでしょうか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員。

○1 番（櫻井幹夫君） たたき台で私、賛成したのは、やはり同性とか異性というのが入っているのが私はどうしても逆に嫌でした。

○委員長（根本謙一君） ご意見として承っておきます。

結果、たたき台でよいという方が大多数でありましたので、たたき台のとおりにしてよろしいですか。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 前回の委員会のときに、横山委員から容姿とかの話があって、こういうので救われるのかという話があったので検討したのですが、それはこの先の話になりますけれども、⑦のところではその他のハラスメントみたいなところで救うという認識でよいですか。そうなれば、シンプルに書いてもいいのかもしれないですが、ちょっと何かあまりにもシンプル過ぎるとどうかなというふうに思っています。セクハラ定義が、これでみんなが救えるかどうかというところで拾えるかどうかというか、そういったときにこの定義で当てはまらないでしょうかというふうに、これは他の者を不快にさせるということなので、修正案は相手方に対してという、より具体的に書いてあるところを持ってきたのですが、大丈夫ですか。

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7 番（小島裕子君） 私が修正案に賛成したのは、「同性、異性を問わず」というところが入っていて、同性間でのハラスメントというのは割と問題になっている部分があるかなと思うのですが、今女性が少ない中で女性が被害に遭っているという部分がちょっとある程度、思われるかもしれませんが、女性同士とか、そういったところもしっかりとうたったほうが、緊張感を持つてというか、女性同士でもいけないのだとか、男性同士でもいけないのだという部分も関係性を見直す上でも、同性、異性というのは入れたほうがよいと思います。

○委員長（根本謙一君） 今のことに关してですね。

長嶺委員、どうぞ。

○5 番（長嶺一也君） 先ほどのたたき台がいいというような多数の意見でしたけれども、たたき台ですと、「他の者を不快にさせる性的な言動」と書いてありますが、本人はどうなのと、本人に対しての不快にさせる、ほかの者、セクハラ行為によって被害を受けた本人は不快等に含まれないのではないのかなと思ったのですが、だから、私は修正案のほうがよいなと思っています。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員からの問題提起ですが、今の部分はほかの者ですから、相手も当然入っているというふうに解していいのではないのでしょうか。

事務局次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そのとおりだと思うのですが、それが分かりにくいということだと思います。他の者というのに相手も入っているというふうに捉えなければいけないの

ですけれども、それが他の者という言い方では分かりにくいのではないかと思います、多分今長嶺委員がおっしゃったのは。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 私はこのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 分かりにくいとは私は思っていないのですが、確かに人によっては、いろいろ受けている方はそこをどう捉えるかという、いろんなことを考えて意見を出されていますから、それはそれで当然尊重したいと思います。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） このたたき台って、「他の者を不快にさせる性的な言動をいう」というのは、言動という言葉って言葉だけですか。

○委員長（根本謙一君） いや、行動も。言葉と行動です。

○2番（小柴葉月君） では、大丈夫。

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今の話で、性的な言動の内容の説明としては、人事院の定義では……

○委員長（根本謙一君） 資料にもあるものですから、ちょっと見ていただいて。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ごめんなさい、さっき見ていなかったのです。その性的な言動とは、性的な関心や欲求に基づく云々ということ……

○委員長（根本謙一君） ②で、性別により役割を分担すべきという意識に基づく言動、③として性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます。

事象、言動と聞くと、当然言葉と行動ですから、触れたり、話したり行動を指します。詳細に書いてありますね、言動については。この資料を見ると。

では、ここで最終的に整理したいと思います。たたき台でよいとする方が大多数でありますので、いろいろな懸念も各委員から述べられましたけれども、厳密に資料等を見ますと、十分にこのたたき台の文言で理解は得られるのではないかなというふうに思うところがありますので、これで整理したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決めさせていただきます。

では、次、時間的にまだ大丈夫ですね。⑥に参ります。これは、議長がハラスメントの加害者もしくは被害者になることを想定していないが想定すべきではないかという問題提起です。確かに今までこの件は他に上がってきておりませんでした。たたき台の中にも、この部分は想定しておりません。他自治体の事例を見ますと、確かに入れているところが結構ございまして、議長職務の代行という条文をつくっております。今日の皆さんのご意見の中では、ほとんどの方が盛り込むべきだということ

でありましたので、これはいかんを問わず入れていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私もそれは特に反対しないのですが、どの部分に入るのだからちょっと。

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 他自治体のを見ると、大体本町のたたき台でいうと、第7条と第8条の間あたりかなと。後半に入ってくるのかなと、もしくは8条と9条の間かなと。どこだと駄目というのではないと思うのですけれども、そんな先のほうではないと思います。

○委員長（根本謙一君） ただ、よそを私見た部分では、いわゆる議長の責務の次に入れているところもあります。今次長が例示しました第7条以降に設けてあるところもございます。これは上だからいい、下だからまずいという話ではないので、ここはあまりこだわる必要はないかなと思いますけれども、議長職務の代行という文をのせるとしたならば、やっぱり議長の責務の次かなというふうなことも考えてはまいりました。あとはほかの委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。

次長、何かあれば。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） うちのつくりの場合だと、第3条に議長の責務、第4条に議員の責務とあるので、ここは責務として、まず書いた上で、後に保険的なイメージということで7条と8条のあたりのところにそういう規定があったほうがいいのかと私は思ったのですけれども、要は4条にそれを入れますか。

○委員長（根本謙一君） いやいや、まだほかの委員の皆さんに伺いたいと思います。

ということは、たたき台の途中に入れるということは、それ以降の部分は繰り下がるということで理解していただいていいかと思うのですけれども、入れるということは皆さん賛成しておられるので、修正案1と修正案2があります。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ごめんなさい、中身的には同じです。失礼しました。

○委員長（根本謙一君） 同じなのですよ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） すみません、ごめんなさい。入れる場所の問題に対してです。失礼しました。

○委員長（根本謙一君） 修正案を読みますと、「議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う」ということにしております。他自治体の事例を見ますと、議運の委員長というところもありましたね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうですね。私、それを入れようとしていて、こっちをごめんなさい、間違っ入れてしまったので。

○委員長（根本謙一君） それも含めて、皆さんからご意見いただきたいと思います。入れることは決定しました。

櫻井委員。

○1 番（櫻井幹夫君） 「調査の対象となったとき」となっているので、調査及び研修等の第5条の後がよろしいと思います。

○委員長（根本謙一君） 条項を設ける場所ですね。

○1 番（櫻井幹夫君） はい。

○委員長（根本謙一君） 第5条……

○1 番（櫻井幹夫君） 5条の後がいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 第5条の後ということは第6条に……

○1 番（櫻井幹夫君） 第6条にしたらいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 私は9条の上、8条の後かな。

○委員長（根本謙一君） 8条の後ですか、では9条にということですね。

○12番（横山知世志君） 9条にではないけれども、9条に入れるわけではないけれども。

○委員長（根本謙一君） いや、違う。9条の……

○12番（横山知世志君） ああ、そうです。

○委員長（根本謙一君） そうですよ。

○12番（横山知世志君） 9条になるということですね。

○委員長（根本謙一君） はい。

○12番（横山知世志君） そのとおりです。

○委員長（根本謙一君） たたき台の9条が1つ繰り下がると、その場合は。そういうことですね。

小柴委員。

○2 番（小柴葉月君） 私も、深く考えずにぱあっと見た感じ、知世志さんの言ったところかなと思いました。

○委員長（根本謙一君） 知世志さん、横山委員ですね。

○2 番（小柴葉月君） はい。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3 番（荒川佳一君） 私も櫻井委員と同じで6条にすべきかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5 番（長嶺一也君） 私は、横山委員が言った8条の後がいいかなと思いました。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） どっちでも……

○委員長（根本謙一君） どちらでもいいと。

○7 番（小島裕子君） では、私は7条の後です。

○委員長（根本謙一君） では、8条にということですね。

○7番（小島裕子君） はい。

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） ほかのも今ばらばらと見たのですが、やっぱり8条の後ですね。

○委員長（根本謙一君） では、9条にということですね。

○8番（星 次君） ええ、そうです。公表等の後でいいので。

○委員長（根本謙一君） 全員に伺いました。9条の方が多く、私も9条でいいのかなというふうに思います。では、9条で決定して、現たき台の9条は繰り下がって10条になると、そのように決定したいと思います。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 見出しは、この修正案1に書いてある議長職務の代行でよろしいですか。

○委員長（根本謙一君） そのように先ほど言わせていただきました。これは括弧書きになりますよね。第9条、括弧書きで、議長職務の代行、その次に第10条と来るのですよね。そのように決定したいと思います。

誰が代行するかというのは、年長の議員ということでよろしいですね。

〔「議運の委員長がいいんじゃないですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そうですか。議運の委員長ですね。

では、ここを修正してください。年長の議員ではなくて議運委員長、ではこのように決定したいと思います。異議ありませんね。

〔「ちょっと待ってください」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 私は議運の委員長がいいと言ったのですけれども、もし例えば年長にしておけば、年長者を削っていけるのです。例えばその人たちがもう一番年長も該当した、その次も該当したって、では次、では次って、この一言で次が決まるのですけれども、議運の委員長というのはちょっと、では議長も駄目、副議長も駄目、議運委員長も駄目だったとなったときの話が必要になってきってしまう。だから、年長という言葉がこの人たちは使ったのかもしれないです。

〔「確かにそうですね」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） はい。だから、ここは年長ではないと駄目だと。

〔「保険を含めると……」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） そうかもしれない。

○委員長（根本謙一君） 確かにね。

今小柴委員から重要な提起がありました。一旦、代行者は議運の委員長というふうに、ほかの例も

ありますので、なるほどというところで決めようとしたのですけれども、さらに問題提起がありまして、よくよく、もしものことを想定して、年長の議員としたほうがいいのではないかという、さらなる改正案でした。これでいきますか。よろしいですか。

横山委員、いかがですか。

○12番（横山知世志君） ちょっと分らないです。判断がつかないですね。

○委員長（根本謙一君） つかないですよ。

○7番（小島裕子君） ちょっと年長にしてしまうと安易な考えだなとも思います。議運の委員長も駄目だということを前提にしていることもあるでしょうけれども。

〔「委員長、よろしいですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと待ってください。

○7番（小島裕子君） もうちょっと考えたほうがいいのではないのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） いや、もうちょっと考えて、例えば具体的に……

○7番（小島裕子君） 議運の委員長がもし駄目な場合となりますよね、通常。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ということを書けばいい……

○2番（小柴葉月君） だから、それを書けばいいのです。

○委員長（根本謙一君） いや、そういうのもあります、実際に条例の中にはそこまで書いている。そこまで考えて……

○7番（小島裕子君） その方々も該当しているのであれば、その時点で、では誰がという形で決めるのがいいのではないですか。議運の委員長が駄目で、そういった場合副委員長のところまで決めておいて、その方がもし該当になっていて、4者とも駄目だったってなった場合は、その時点で改めて決めるという形にするとか。

〔「ということを書いておかなくちゃ」と言う人あり〕

○7番（小島裕子君） そういうことを書いて、だから年長議員がというのはあまりにもちょっと安易な感じかなと。調査ですものね、調査するのに当たってのことですから、何かのつなぎでなっているわけではないですよ。

○委員長（根本謙一君） いわゆる仕切り役です。

○7番（小島裕子君） 大切な調査になると思うのですけれども。

○委員長（根本謙一君） いや、1人でやるわけではないです。

○7番（小島裕子君） 1人でやるわけではないのでしょうか。

○2番（小柴葉月君） 議運の副委員長までは入れたほうがいいのではないですか。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、先ほど手を挙げられて、今の小島委員の、何かありますか。

○5番（長嶺一也君） 年長の議員というのは私は違和感はなかったのですが、というのは議員の改選で最初に役職を決める際に年長の方が議長なので、その辺を考えたら別に私は違和感はなかったと

いうことだけお伝えしておきます。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 議長が駄目、副議長が駄目、議運委員長が駄目、そんな議会は解散すべきだと思います。そんなことを設定して決めるべきではないと私は思います。議運の委員長なら議運の委員長で、私はそれでいいと思います。それ以上なんて、そんな設定するような、そんなハラスメント防止条例だったら、つくらないほうがいいです。意見です。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） それが理想です。そうありがたいです。

ただ、では私が今議員になって丸3年たちましたけれども、というところですね。3年間振り返って、その理屈が通用するかといったら怪しいなと私は思います。だから、櫻井さんのおっしゃることはごもっともだし、そうでありたい。だけれども、我々の信頼というのはそこまで失いかけているのではないのかなというのが感想です。本当になってしまったときに困るのは誰だということも想定したほうがいいのではないですか。私たちはもう引退して、これを引き継いだ後輩たちが、あれ、これどうしよう、でも条文はこうなっているからってなってしまうのを考えたほうがいいと思います。

○委員長（根本謙一君） お二人から貴重なご意見がありました。

私、委員長として、あるいは20年も議員活動をして、この条例をつくることによって、私は良い方に十分向かっていけるというふうに思っています。ですから、この条例が絶対必須だなと思ってきましたし、だからこそ私は自ら手を挙げて委員長もさせていただいております。理想に近づけていけるように皆さんのご協力をいただいて、しっかりしたものをつくっていききたいと思います。

ここは、確かにいろいろ心配の懸念はあるのですがけれども、いわゆる議長、副議長、そしてさらに議運の委員長までが対象者になるなんてことは、私は100%ないとは言いきれないかもしれませんが、そんなことはあり得ないと思っていますし、そこまで危機感を抱く現状でも私はないと思っていますので、いわゆる議運の委員長ということではいかがでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） さらに副委員長なんてやる必要はないと。

〔「それは必要ないと思います」「それは要らない」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） もしも必要ならば、そこでまた議長の職権を使って対応していけばいいというふうに思います。それだけ議長の権利は物すごく大きいからです。

では、そういうことで、代行は副議長と議運の委員長というふうに入れ込みたいと思います。では、これで決定してよろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。すばらしい議論の中身でありました。いいお話

をいっぱいいただきました。ありがとうございました。

ここで昼食のため、1時ですか、1時半にしますか。事務局、何か準備もあったら1時半にしたいと思いますけれども。

〔「1時でいい……」という人あり〕

○委員長（根本謙一君） 1時でいいですか。

〔「はい」という人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、1時まで昼食のため休憩します。

休 憩 （午後 零時02分）

再 開 （午後 1時01分）

○委員長（根本謙一君） それでは、午前に引き続き、議会改革推進特別委員会を再開します。よろしくお願いいたします。

先ほど⑥まで済ませました。最終の⑦に参ります。ハラスメント定義の書き方を工夫してはどうかという問題提起でございます。たたき台においては、「この条例において」を枕言葉にして使って書き込んであります。その点も含めて修正案を2つ載せてございます。具体的にはハラスメントの各分野の名前を入れて書いてあるのが修正案1、ハラスメントの名称ではなく、行為に着目して記載しているのが修正案2です。他自治体の事例を見ますと、この2通りがございますので、このように例示してございます。それぞれ各委員の意見をいただいてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私は、このような修正案1をベースに修正を考えました。第2条、「この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう」で、（1）の第1号は削除、2号以下、項目番号を繰り上げるというような形でどうかなと思いました。

あと2項については、これは削除ですよね。あと、ここで書いてある5号、「誹謗」と平仮名の「ひぼう」がダブリなので、これはお願いします。

○12番（横山知世志君） 委員長、もう一回言ってもらってよろしいですか。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、横山委員のほうから希望で、もう一度お願いしたいと。

○5番（長嶺一也君） 修正案1の第2条の（1）、（2）、（3）、（4）を削除します。そして、「この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう。」で2号から5号まで書いてあるのですが、（1）の第1号は削除と私言いましたので、2号、3号、それぞれ1号ずつ繰り上げた号数にするという修正案でございます。

〔議会事務局次長兼係長（関本 達君）退席〕

○委員長（根本謙一君） 関本次長はどこへ行ったのかな。

○議会事務局長（川田佑子君） すみません、今ちょっと資料が不足していましたので、資料をちょっと取りに行きました。

○委員長（根本謙一君） ああ、そうですか。
では、暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時05分）

再 開 （午後 1時06分）

〔議会事務局次長兼係長（関本 達君）入場〕

○委員長（根本謙一君） では、再開します。

今長嶺委員から削除する部分を含めて提案がございました。ほかご意見があったら。
星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私も長嶺委員と同様の考えですが、（1）をさらにやらなくて、（2）から（1）にしていけばよろしいのかなというふうに考えました。
以上です。

○委員長（根本謙一君） （1）を削除して、（2）を1号に繰り上げて順次上げていくということですね。

○8番（星 次君） はい。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私も、今の皆さんの意見に賛成です。
以上です。

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7番（小島裕子君） （4）はどうなったのでしょうか。これはまた後の話。

○委員長（根本謙一君） いえ、まだどなたかの意見も出ていませんし、先ほどの現行からの⑤です。
〔「③」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ③番のそちらの課題ということで、改めてここは注目して考えていただくことになります。そのときに、ここでいわゆる3号と4号で勤務環境となっていますけれども、これはこのままでいいか、これ職務環境にするのですよね。

○12番（横山知世志君） 3番のその次の「又は勤務条件」というのは何かどうかな。

○委員長（根本謙一君） 次長、どうぞ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） この修正案は、例えば今のお話ですとセクハラのところですよ。セクハラのさっき決まった文言を入れるのではないですか。なので、関係ないのではないですか。要はさっき⑤のところで、たたき台のままということだったので、その言葉をここに入れればいいのではないですか、3番。

同じように、この修正案のところでパワーハラスメントって書いてあるのですけれども、もともとのたたき台の項目とはこれ違うので、もともとのたたき台のままでいいのか、それとも直す必要があるのか。

あとその先になりますが、マタニティーハラスメントのところも変えて、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントということで整理していいかどうかです。

○委員長（根本謙一君） 結構それぞれハラスメントの項目ごとに確認する必要が出てきておりますので、それも踏まえてご意見をいただいきたいと思います。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 確認ですが、第2条には（2）と（3）と（5）を入れて、4項については（4）を引用すればいいのかななんて思ったのですが、確認のためにどうなのでしょう。

○委員長（根本謙一君） 第2条に2号、3号で5号を引用し、いわゆる4項にはこの4号を入れるということですね。

○8番（星 次君） はい。

○委員長（根本謙一君） 関本次長、今の分かりますか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ごめんなさい、ちょっと分からなかったです。すみません、確認で、長嶺委員がおっしゃったことで、第2条第1号をまず削りますね。削るので、今（2）ってなっているのが（1）になるのですよねというふうな整理でいいですか、まず。

○委員長（根本謙一君） まず、それは……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） まず、それをおっしゃいましたね。今（3）ってなっているのが（2）で、（4）が（3）、（5）が（4）ということにまず置き換えるということですね。第2項は削ると、これは関係ないものなので、この修正案でいうところまではいいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうだと、第2条第2号、これはセクシャルとなっています。セクシュアルハラスメントは、さっき⑤のところで定義した内容でまずいいですか。午前中話した、決定したものでいいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今副委員長がおっしゃったのは、今修正した（3）のところ、第3号のところの話ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） それは、さっき午前中話した③の修正案2を持ってくればいいのかという話ですか。

○8番（星 次君） 修正案1の（3）、4項に……

〔「もう一回、4ページですか」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 4ページから持ってくるのですね。

○8番（星 次君） それは違う、違う、4ページから持ってくるのは……

〔「6ページじゃなくてですか」と言う人あり〕

○8番（星 次君） その3項は、5ページのたたき台でいいというふうになったでしょう、3項は。

○委員長（根本謙一君） セクシュアルハラスメントね。

○8番（星 次君） ええ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今修正後の（3）のところですが、ここでいうマタニティーハラスメントのところをどう言ったのでしたっけ。

○8番（星 次君） それを、この4項に、妊娠、出産というところをここでいうところの（3）、「マタニティ・ハラスメント 妊娠したこと」というふうに（3）を入れたらいいのではないかと思います。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） （3）のところに……

○8番（星 次君） 引用してここに入れる。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 引用してというのは、この4ページの修正案2というのを引用するという、そうではなくて。

○委員長（根本謙一君） いや、これ修正したら1項ずつ上に上げてしまっただけの話するから分からなくなってしまう。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そう整理したほうが……

○委員長（根本謙一君） いやいや、それで整理したらいいのだけれども、でも実際今、この文言はここに移せばいいでしょうという部分は、これを使ってしゃべったほうが混乱しにくくない。

〔「もう既に上がってあるのが分からなくなっちゃう」

○委員長（根本謙一君） そうそう。上がったものとしてしゃべってしまうと混乱する。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 1回整理をしたのですけれども、では分かりました。その上げる前の話ですね。

○委員長（根本謙一君） そうそう、そのほうが。

○8番（星 次君） そして、あっちこっち同じようなものがあるから、何ページの何項とあったほうがいい、悪いけれども。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） では、そうであれば、まず第2条の（3）って書いてあるセクシュアルハラスメントのところは、さっき定義したものをまず持ってくるでいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） パワハラのところは置いておいて、その下の（4）って書いてあるマタニティーハラスメントのところは、4ページの修正案2というものを持ってくるイメー

ジですか。さっき言っていたその話をここに持ってくるようなイメージでいいですか。

○8番（星 次君） 4ページの……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 4ページの修正……

○8番（星 次君） 修正案の1ですね。

〔「2です」と言う人あり〕

○8番（星 次君） 2ですね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） さらに、パワーハラスメントのところは、ここでは同様の書き方をしているのですが、もともと私たちが協議していた、たたき台の案だとももちろん違うので、どうしたらいいのか、そのほかのところもあるので、どういう言葉がいいのかということです。

○委員長（根本謙一君） 今出ている（1）とか（2）とか（3）とか言っていますけれども、これ正式名で第2号とか第3号とかって覚えてもらったほうがいいです。括弧がついていない場合は何項と、これは両方使うと、かえって分からなくなってくるので、この際そうやって覚えていただきましょうね。

今の星委員の提案は分かりましたか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 第2条の1号から4号までなのですが、もともと各号の最後、何々の行為をいうってなっていて、ここはちょっと統一する必要があるのかなと思ったところです。

まず、セクシュアルハラスメントのところなのですが、ここは「性的な言動によりほかの者を不快にさせる行為をいう」、「行為をいう」ということで統一されるのかなと思った次第です。

あとマタハラのところなのですが、4ページなのですが、一番最後、「その者の」、これ勤務環境だから、「職務環境を害されることとなる行為をいう」という形で、最後に「行為をいう」ということで統一する必要があるのかなというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） この部分は「行為をいう」になっていないのですか。

〔「なっていないでしょう」「4ページの分だからなっていないです」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 全部、何々の行為をいうというふうに統一したらどうかということですか。もしくは何々のほうにでもいいと思いますけれども、さっきの⑤のところだと、「他の者を不快にさせる性的な言動をいう」ということなので、言葉を合わせたほうがいいのではないかと。ですので、（3）妊娠、出産のところも、「害することとなるものをいう」という形で、文尾を整えたほうがいいのでしょうかということです。

○委員長（根本謙一君） では、今の長嶺委員の提案はそのとおり、それで統一するということでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 今6ページですけれども、修正案1で第2項に「職員は」とありましたよね。この条例で「町職員は」とした場合、この部分は……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと確認、失礼しました。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） それと、今決まっていなかったのは（2）のパワーハラスメントのところだけです。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 2号の部分ですね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 2号は直します。

○委員長（根本謙一君） では、いかがでしょうか。たたき台は、ここに具体的に勤務環境、いわゆる職務環境に影響がありますよという書き方になっていますけれども、いかがでしょうか。私、たたき台のほうも上げさせていいかなとは思いますが。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私も修正案の（2）になりますか、これはあまり分かりづらくて、ただ私もたたき台のこの部分がいいのではないかなという、詳しくちょっと具体的に書いてあるので、これのほう分かりやすくいいのではないかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ちなみに、筑紫野市というところは、より具体的に、「害されるもの」までは一緒に、「市議会や議員全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して、議員や職員に対して威嚇又は恫喝をする行為もこれに含まれる」と。多分物すごく具体的なのですが、そこまで書く必要はないけれども、まさにそうなのだろうなと。

〔「これここにありますか」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうです。そういう具体的なことを書いているところもありました。そこだけ妙に細かくというのもちょっと変なところですが、それによって抑止力を働かせるということなのだと思いますけれども。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 私は、さっき言っていた①のところにある世田谷の「議員の地位による影響力を不正に利用したハラスメント行為」とありますけれども、こういうことをどこかに入れたいなとは思っていたのです。条例の中で、何かハラスメント行為を見つけたら議長にちゃんと言いましょうね、その場で注意しましょうねって書いてはいるのですが、私は到底それができないと思うのです。理由は、例えば明らかに暴力を振るっているとか、べたべた体を触っているとか、そういった

ものに関しては割とアプローチしやすいとは思いますが、まさにこれに今書いてあるとおり、会議中に大きな声を出したりとか、職員に対して威嚇するような行動というのが日常の中にたくさんあって、むしろそこが一番気になるのだけれども、物すごく言いづらいのです。だから、私はどこかにそれを解消できるようなシステムを入れたいなどと思っていたので、ソフトの部分で、議長に言いましょうねというところで、両方でもう少し具体的に書くとか、それでカバーできるかなとは思ったのですけれども、でもこういう自治体もあるのだなというのを知って、すごくいいなとは思いました。

○委員長（根本謙一君）　今、小柴委員から、まさに現実に想定した、なかなか言いづらい部分があっても革新的な問題提起がありました。他自治体の事例を見ましても、現実にそういうことが日常茶飯事にあるからこそ、この部分だけ具体的な例示として、解釈例として、普通十分にここまで書くのは見られないのですけれども、書いたにはやっぱりそれなりの理由があったのではないかなと推察のできるところです。

今、小柴委員からも重い提示がありましたので、ここはちょっと皆さんの検討を前向きにということと書き込む方向での議論にしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。ご意見をいただけたらありがたいです。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君）　その前に、パワハラの規定のところは終わったという理解でよろしいですか、たたき台の……

○委員長（根本謙一君）　まさにそこです。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君）　もう一回読みますけれども、これにはパワハラのところ、「職務に関して優位的な関係を背景として行われる」と、ここで普通のことを言っているのです。こういうことをして、自分または職務環境が害されるものをいうといって、ここまでは多分今私たちがしゃべっている6ページにするか、それともたたき台のほうにしようかというところでどちらかでもいいと思うのですけれども、その後一言ここに付け加えてあって、「市議会や議員全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して」と書いてあるのです。だから、その後一言付け加えてあるような形です。

○委員長（根本謙一君）　どこのところ、皆さん持っていますか。

○議会事務局次長兼係長（関本　達君）　ちょっとコピーを取りますか。

〔「あるよ」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君）　ありましたか。

〔「後ろから3枚目」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本　達君）　違ったらごめんなさい。筑紫野市議会というのですか。

〔「筑紫野の第2条」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君）　書いてありますね、後ろから3枚目の下ですね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ありますか。

〔「前文だから」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） この第2条第1号です。

○委員長（根本謙一君） 第2条でパワーハラスメントの定義が入っています。後段です。「市議会や議員全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して、議員や職員に対して威嚇又は恫喝をする行為もこれに含まれる」。いかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私も今の意見に賛成で、それはやっぱりこれは入れておいたほうが、入れたところであって、入れるべきだと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） それで、アンケートを調査したときの結果とか見ても、やはりそういう発言、パワーハラスメントを受けたって答えた人がそういう発言に対して反応しているのが一番高いので、ここだけ詳しく書いてしまったら、何かちょっと変だよねというのはもちろん分かるのですけれども、でもこういう背景があって、我々は真剣に考えた結果、こういうふうになっているのですというのもすごく伝わるから、気にならなければいいのではないかなと思うのです。

○委員長（根本謙一君） 今、小柴委員からさらなる意見がありました。筑紫野市議会の条例を見て、皆さん分かりますように、ここだけがより具体的にあるということは、それだけ書き込む必要があったということが推察できます。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 議会自らのことを言っているので、ここの部分だけ、この号だけ多少詳しくても何ら問題はないかと思います。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） ここで、うちのほうは前も問題があったのは、俺は地声だと大きな声というのは、見ても大きな声だというけれども、俺はそうではないと。俺のこの声は地声だからというふうなことで言っているので、ここで言っている大きな声で威嚇というのをどんな程度で判断するのだという、条例に盛り込んだ場合に判断に困るのではないかなと思って、大きな声というのは。あえて入れないほうが、私としては条例としてはいいのではないかなと思うのです、細かく書かなくて。

あとは威嚇を受けたとか、恫喝されたという人が議長に申出すればいい話であって、条例として、筑紫野市ではつくっていますが、私は入れないほうがいいのではないかなという意見です。

○委員長（根本謙一君） 今、星委員からもこういう意見がありました。いずれにしても、今、星委員のほうから出た申出があったときに、どう判断するかというのはまさに現場にいたか、いないかも含めて多分、つくるようにするかどうかは別にして、審査会みたいなところで、あるいは議運の中とか、第三者機関が分かりませんが、その中で判断するには、受け手と、あとその現場にいた人

の意見というのがすごく大事になってくるだろうというふうに思います。人によっては、いや、あれはハラスメントではないでしょうというふうに言う場合もあるかもしれませんが、いや、この節、ハラスメントに関しては本当にみんな神経質になっていますし、私の経験則から言うと、「一昔前、二昔前は普通だよね。あれをハラスメントにされると、我々の仕事もしづらくなるよね」というのが過去でありましたけれども、でもこの節、やはりそこは相手を尊重し、あるいは人格を尊重し、傷つけてはならない、基本的人権を尊重しなければならないということを大前提に掲げる以上は、ここはやっぱり厳しく、この点は抑止力を働かせていただくためにも、厳しいもの、あるいは具体的なことも入れてもいいのかなと。現実、我々は目の当たりにしているということから踏まえると、そんな感想を私は持ちます。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 抑止力の一つとして、私は入れたほうがいいのかというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 私も同様です。やっぱり入れておいたほうが良いと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、とにかく入れたほうが良いという意見が多いというふうに私は判断します。私もそれでいいと思っていますので、そのように一応決したいと思います。星委員、よろしいですか。

○8番（星 次君） はい。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員もよろしいですか。

○1番（櫻井幹夫君） はい。

○8番（星 次君） いや、全員協議会のときに議長から注意を受けた人もいたので、もっと冷静になってくださいっていうのもあったような感じで受けたので。

○委員長（根本謙一君） どきっとしますよね、本当に確かに。でも、あれは冷静な声かけだなと思って、議長の役を果たしておられるというふうに私は認識しています。今まで一切ありませんでしたから。私語は慎んでくださいぐらいのことで終わっていました。

では、入れることで決定というふうにしたいと思います、この部分。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） これは後ろの部分をつけ加えようねという話が今オーケーもらったと思うのですが、前の段階のところは決まっていないと思うのです。

○委員長（根本謙一君） 前の段階は。

○2番（小柴葉月君） この……

〔「たたき台で……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） たたき台で修正案……

○2番（小柴葉月君） たたき台でよろしいですか。今のって、全員協議会とか委員会での話を入れようねというところはいいと思うのですけれども、その手前の前段の部分はどれにするのかというのがまだ決まっていないです。

〔「たたき台でつけるのか、修正案なのか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ああ、そうか、そうか。

○2番（小柴葉月君） たたき台なのか、6ページなのか。

○委員長（根本謙一君） そうでしたね。そっちのほうに頭がいつてしまって失礼しました。

そうしますと、前段の部分を修正案1にするか、あるいはたたき台の第2条第2項にするかでご意見をいただきたい。

星委員。

○8番（星 次君） そうすると、第2条第2項の最後、これはやはり筑紫野市のほうのを引用して、「害されるものをいう」というふうになっているので、それでその後に「町議会や議員全員協議会」というふうに、この後ろに付け加えたら、ちょっと文章としては成り立つのではないかなと思います。うちのほうのたたき台で「害することとなるものをいう」を職務環境が……

○委員長（根本謙一君） これ勤務環境になっているけれども、職務環境ですね、そもそも。

○8番（星 次君） はい。「職務環境が害されるものをいう」ということで……

○委員長（根本謙一君） 職務環境が害される。

○8番（星 次君） ええ。

○委員長（根本謙一君） 職務環境が害される。

○8番（星 次君） ええ、「害される」で切っておいて、それから町議会や議員全員協議会というふうなことを引用して、この文を後ろにつけたらつながるのではないかと。

○委員長（根本謙一君） 今の星委員の提案。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 今までの流れ、議論した中で、第2条の各号の最後、「行為をいう」というふうにしておりますので、ここも最後の文末は「行為をいう」というふうな表現にすべきかと思えます。なので、私としては、「職務環境を害する行為をいう」で、町議会や議員全員協議会云々というもの、これも含まれるというふうな書き方でよろしいかと思うのですが。

○委員長（根本謙一君） 今の長嶺委員の意見も理解できたと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そういうことで整理して、決定ということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、今……

○2番（小柴葉月君） 大丈夫です。

○委員長（根本謙一君） 一生懸命読み込んでいますけれども。

○2番（小柴葉月君） この勤務環境というのは勤務環境でいいのでしたっけ。

〔「職務環境です」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） これは職務環境になるのですね。

○委員長（根本謙一君） はい。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） これで全部整理できた後に決定となりました。よろしいですよ。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございました。

〔「ちょっと……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） どうぞ。

○2番（小柴葉月君） （5）のその他のハラスメントのところで、前回知世志さんが言っていた見栄えの話とか、これで拾えているのかどうかということを確認、大丈夫ですか。

○委員長（根本謙一君） SNS。

○2番（小柴葉月君） それもありましたね。

〔「容姿」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 容姿。

○2番（小柴葉月君） 容姿とか、その辺は大丈夫ですか。

〔「容姿とか持病とか」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） その辺がもし……

○委員長（根本謙一君） どうでしょう。

〔「午前中ちょこっと発言した……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ハラスメントのところはああいう記載になるので、その他のハラスメントというところの誹謗とか中傷で救えるのかなという感じはしますけれども。

○委員長（根本謙一君） 結局その認識を委員会で委員の皆さんに共通認識だというふうに踏まえれば説明できるということですよ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい。

○委員長（根本謙一君） どうでしょうか。小柴委員、どうですか。

○2番（小柴葉月君） 大丈夫です。

○委員長（根本謙一君） よろしいですね。

○2番（小柴葉月君） はい。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員もよろしいですね。

○1番（櫻井幹夫君） はい。

○委員長（根本謙一君） では、そういうことで決定ということによろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

では、前回の課題として、午前中から皆さんにご議論いただいて、整理が全部終わりました。これを改めて事務局にまた成文化するのにご苦勞をかけますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで10分間休憩を取りたいと思います。

休 憩 （午後 1時49分）

再 開 （午後 1時58分）

○委員長（根本謙一君） 全員集合なので、1分ほど早いですが、再開したいと思います。

それでは、次、第3条、議長の責務のところに入ってまいります。これについて、たたき台を基にして、委員各位のご意見を伺いたいと思います。ここは第1項のみです。「議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない」、この1項だけです。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 2行目の「ハラスメントがあると認めるとき」、これは議長がそれを認めたというのかな、それとも認められるのが柔軟性があっていいのかなというふうに思ったのです。認めるではなくて認められる。

○委員長（根本謙一君） ほかの事例はほとんどこれですけれども。

今、横山委員からそういう問題提起がありました。このことについて、ほかの委員の皆さん、何かありましたらお願いします。

認められるだと、何か人から言われたから、意味がそういうふうに受け身のせいにとられるかなというふうに思われるところがあります。

ほか委員の方、何か今の横山委員の提起にご意見あれば。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） これ原案のままでいいと思います、原案。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 私も原案のままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 続けて、このままでいいのではないかというご意見でした。

ほかに異議がなければ、このままで決定したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議ないということで、では横山委員、このままで決定したいと思います。

では、次に参ります。議員の責務についてです。第4条になります。ここは第4項まであります。それぞれ読み込んでおられるとは思いますが、何かありましたらお願いいたします。

ここで私のほうから付け加えさせていただくのは、まず一番初めに、たたき台をつくる際に参考にしたのは、2市議会の条例案からの活用だというふうに申し上げました。そこで、ここに付け加えたのがございます。1点だけ、第1項で、頭に「議員は」、その次です。「町民の代表者として」という、この部分だけ付け加えました。あとは2つの条例を加味した内容になっております。

私からは以上です。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 大変申し訳ないのですが、3条にちょっと戻りたいのですけれども、3条、それでいいと言ったのですけれども、1行目、「防止及び根絶」って書いてあるのですが、第5条を見ると、「根絶及び防止」って根絶が先になっているのです。これは5条に合わせて根絶を先にすべきかと思ったのですが、それをちょっと先ほど発言するのを私忘れました、すみません。

○委員長（根本謙一君） なるほど、ここですね。

○5番（長嶺一也君） なぜ根絶が先かという、当初の条例案の前文を見ますと、下から2行目、「根絶と未然防止」ということで根絶が先なので、根絶が先かなというふうに思った次第です。

○委員長（根本謙一君） いいチェックを受けました。確かに整合性を取る必要がありますので、第5条は「根絶及び防止」というふうにしております。ましてや前文では、「根絶と未然防止」というふうにしておりますので、前に戻って申し訳ないのですが、議長の責務のところ、第3条の1行目、中ほど、「防止及び根絶」となっているところを「根絶及び防止に努めるとともに」というふうに修正したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしというふうに決めます。

それでは、議員の責務に戻ります。ご意見のある方は挙手でお願いいたします。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 第4条第2項の2行目、一番最初、「勤務環境」となっているので、ここも「職務環境」。

○委員長（根本謙一君） そうですね。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 同じく2項なのですが、2行目の真ん中、「並びに」ではなくて、3行目にも最初のほう、「並びに」とありますので、3行目の「並びに」はなくてもつながるかなと。「自覚し職員の人格を尊重した活動をしなければならない」、点もなしでいいと思うのですけれども、3行

目の「並びに」はなくてもいいかなと思います。

〔何事か言う人あり〕

○5番（長嶺一也君） 「自覚し」の後の読点はそのままで、「並びに」だけを削除でいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 第2項の3行目、頭のほうで「並びに」が再度出てきますので、ここは削除してもいいのではないかという提案です。なるほどと思うところでもありますけれども、ほかの委員の方、異議なければ削除したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、削除に決定します。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 3項の2行目、真ん中辺、「その責任を明確にするよう」というふうに、議員の責任ってこの文章は何を指して言っているのかなと思って考えたのですが。

○委員長（根本謙一君） まず私の考え方を申し上げますけれども、これは責任を持って疑惑の解明に当たらなければならないということを指しているというふうに私は理解しています。改めて議員はそういう責任、責務がありますよねということです。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） たまたま今見つけたところで同じようなことだと思うのですが、「自ら誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない」みたいなことですね、今のはそういう。

○委員長（根本謙一君） はい。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 「責任を明確にする」というと、ちょっと分かりにくいのかなということはありません。今みたいな、もうちょっとかみ砕いた、自分で誠実に説明をしなくてはいけないのだよということをきちんと言ったほうがいいかもしれません。

○委員長（根本謙一君） 今、事務局次長から、より分かりやすい書き込みをしたらどうかという、説明責任という言葉で提案がありました。なるほどと思うところがあります。そうした場合に、文章的に、より分かりやすくなっているかどうかを確認していただきたい。自らかな、「自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その説明責任を明確にするよう努めなければならない」、ここにまた改めて自らと入れる必要はないでしょうと、自らって前に言っていることだから。

〔何事か言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今、ほかの自治体を言ったのですけれども、今のたたき台だと、「疑惑の解明に当たるとともに」ということは、やったとされる人が疑惑の解明をするというふうな形になって、ちょっと。

〔「疑惑に対する説明責任だと」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうですね。

○委員長（根本謙一君） 結局本人が。

〔「本人が」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 本人といえますか……

○委員長（根本謙一君） 本人ですよ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ハラスメントをやったであろう加害者ということです。

○委員長（根本謙一君） 自分が疑われている、自分はそんなつもりがなかったら、結局周りも誰がやったか、やらないかわからない。

〔「自分がやっているのか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そう、疑惑の解明にまずは当たってくださいよ、当たるべきですよ。そして、そのことについてちゃんと説明責任を。

〔「議員は、当該議員による……何か分からないな」と
言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） さっきの筑紫野市のをもう一回見てもらおうと分かるのですけれども、ここの第4条で、私たちのたたき台の第4条の解説文みたいな感じなのです。だから、私はこっちを参考にしていいのではないかなと、全部第4条自体が。これは言っていることは同じなのですけれども、言い方が物すごく分かりやすい。

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 関連で、第4条の第1項ですけれども、どこの自治体のを見ても、ハラスメントという言葉は絶対入っているのです。私たちのたたき台だけは、ちょっとふわっとしているというか、議員の「地方自治の本旨に従って、その使命の達成」と書いてあります。このハラスメントの防止条例に限って今言っているわけなので、もうちょっと具体的なほうがいいと思います。ですので、今小柴委員が言ったように、筑紫野市のだと、議員がまずハラスメントの防止に努めなければならないと第1項で書いて、第2項、第3項、第4項で同じようなことを書いているのですけれども、ここが分かりやすいのかなと。今のところも「議員は、ハラスメントの事実を指摘されたときは、自ら誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない」となっているので、物すごく分かりやすいのかなとは思いますが。第1項が分かりやすいかもしれません。

○委員長（根本謙一君） これは先進事例ですよ。筑紫野市の場合は、令和6年7月18日ですから、もうできたてはやはやです。川越をモデルにして柏市はつくられているというふうに聞いていますので、たたき台の第1項は、議員というのは、地方自治の本旨に従って、まずそれを踏まえて出しているよということはやっぱり当然として入っていたのだなというふうに私は理解しています。

第2項以降に具体的なハラスメントについての項目が入ってきているというふうに私はこれ、ただ

打っているときにそういうふうに理解しました。

筑紫野市の場合は、初めから当然のことだから、それは言わずもがなで書かれていないのだなというふうに今読んで思いました。ただ、倫理条例のことをちょっとのせてございますね、第1項に。これはこの点、また相当議論した上でこういう書き方をされたのだなというふうに想定できます。2項以降は、本当に分かりやすいなというふうに確かに思います。

先ほど小柴委員のほうから提案があった、この文章をそっくり生かしてはどうかという提案ですよ。この2点についてご意見いただきたいと思います。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私も小柴委員の意見に賛成です。第1項で倫理条例の規定も言っているの、ああ、美里町にも倫理条例があるのだなということも外部にお知らせするというか、そういう効果もあるかと思います。

3項、4項につきましては、先ほど横山委員のほうから話があった誰のことを指しているのかという部分も、筑紫野市の書きっぷりだと、誰のことを指しているのかということもよく分かるので、このままパクリでいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） いや、パクリという言葉は使わないほうがいいと思います。

次長、どうぞ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） たたき台のほうには、「常に高い倫理感を持ち」という言葉が入っているのですけれども、やっぱりこれがふわっとして、多分苦勞してこういう倫理条例の第1条、第2条という言い方をしたのだと思うのです。なので、うちらもここはそういうのがちょっと使えるのかなという、同じ表現を、言いたいことは一緒なのだと思うのですけれども、それが高い倫理感を持たなくてはいけないのだよという表現に、より具体的になるのかなという感じがするので、この言い回しはいいかなと思います。結局ハラスメントの防止に努めるのだよというところで結んであるので、今のたたき台よりはハラスメントの防止という文言も入っているので、なおいいのかなというふうに思います。もしくは、そこだけハラスメントの防止及び根絶をここでも入れると、なおいいですか。

○委員長（根本謙一君） いや、細かく、またいじると、かえってややこしくなると思います。

いずれにしても、筑紫野市は大変分かりやすく平易に書かれていて、一番初めに問題提起された横山委員の懸念も解消されるかなというふうに思うところです。

ほかに意見がなかったら、筑紫野市議会の第4条を生かさせていただく、第4条全てを生かすということで長嶺委員からも賛成の意見がありましたし……

〔「賛成です」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員の提案を皆さんで異議なければ、生かしていきたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員はいかがでしょう。

○1番（櫻井幹夫君） ないです。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小島委員、どうですか。異議ありませんか。

○7番（小島裕子君） ありません。

○委員長（根本謙一君） では、筑紫野市議会ハラスメント防止条例の第4条を使わせていただくと。

それでは、次長、よろしいですか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい。

○委員長（根本謙一君） そのようにしたいと思います。

では、そのように決しました。

次に参ります。次は、調査及び研修等で第5条になります。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） ちょっと私の提案に皆さんからご意見をいただきたいのですが、5条の1行目の最後、「必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに」の文章はなくてもいいのかなと、こう思った次第です。だから、「根絶及び防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない」だけでもいいかなと思ったのですけれども、ご意見を。

○委員長（根本謙一君） これはアンケートを含む調査のことを言っているのです。ですから、調査及び研修等という。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。失礼しました。

○委員長（根本謙一君） ほかはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、このままで決してよろしいでしょうか。異議ありませんか、皆さん。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしと認めます。

では、このように決しました。

次に参ります。次は、相談窓口の設置、第6条です。ここは1項だけです。「議長は、別に定めるところにより、議員によるハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応し、苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置かなければならない」。どこに置くのが現状の環境の体制の中で過重労働にならないか等の懸念も過去に議論になったところではありますけれども、当然執行部の相談窓口と連携をしっかりと密に確認をしながら行うという記述でよろしいかどうか、皆さんのご意見をいただきたい。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 1行目に「別に定めるところにより」という記載になっていますので、この内容はそのままでもよろしいかと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかはありませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 6条の2行目、最初、平仮名の「申し出」とあります。次の第7条の2行目に「申出」とあるので、7条には「し」が入っておりませんので、6条の「し」は削除でいいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 事務局次長、これは通常、事務方としてはどうですか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 調べて統一します。

○5番（長嶺一也君） それはお任せします。

○委員長（根本謙一君） では、次長、よろしくチェックをお願いいたします。

では、以上6条はこのままで決定としたいと思います。異議ありませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 決しました。

では、次に参ります。事実関係の把握等ということで第7条になります。「議長は、職員又は議員から前条のハラスメント相談窓口にはラスメントに関する申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該申出に係る事実関係を把握し、及び今後のハラスメントの防止策を講じなければならない」。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 今第7条ですね。

○委員長（根本謙一君） そうです。

○8番（星 次君） 2行目に、「申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに」、また「当該申出」って出ていますので、さきの申出を引用して、これは生かして、「速やかに事実関係」ということで、「当該申出に係る」は削除でいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） どうですか、事務方として、「係る事実関係」は……

〔「係るまで」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） いや、今星委員からは、「当該申出に係る」が要らないのではないかなということですけども、「係る事実関係」というふうにする言い方もありますよねということを私は言いたかったのです。係るというのは、申出に係るという意味です。削除しても問題ないかどうか、事務方のご意見もいただきたいなど。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） なくても理解はできると思いますけれども、それを指しているというのは、「別に定めるところにより、速やかに、事実関係を把握し」ということですよね。

○8番（星 次君）　そうです。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君）　むしろその後の「及び」も要らないのかな、と。気になる
と、いろんなことが気になりますね。

○2番（小柴葉月君）　今後もしないといけない意味が分からないのではないですか。今後を入れておかな
いと、できたところと、これからのことというのが分からなくなってしまう。

○委員長（根本謙一君）　筑紫野市は、「報告に係る事実関係」という言い方をしています。「当該
申出又は報告に係る事実関係を把握しなければならない」、ここは丁寧に書いているという印象は受
けました。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君）　ずっと入ってきますね。

○委員長（根本謙一君）　小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君）　これ筑紫野市の条文をフルで印刷に1回かけてもらったらいいいのではないで
すか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君）　そうですね、これ途中で切れてしまった……

○2番（小柴葉月君）　途中で切れてしまっているんで、せっかくなので、ここまでいいものだから。

○委員長（根本謙一君）　そうですね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君）　印刷できるので、ちょっと待ってください。

○委員長（根本謙一君）　では、暫時休憩します。

休 憩　　（午後 2時31分）

再 開　　（午後 2時38分）

○委員長（根本謙一君）　再開します。

読んでいただきましたでしょうか。筑紫野市の場合は、いわゆる別に定めるところによらずして、
要綱を持っている部分がこれでは明らかでないです。我々のたたき台としては、「別に定めるところ
により」として要綱をつくる必要があるだろうということでした。川越市議会では要綱をつくってい
るものをいただいてまいりました。それから、これは前条の第6条の相談窓口の設置に関することな
のですけれども、申出の際にはフローチャート、これは柏市で頂いてきました、委員もお持ちのはず
です。これを生かしてしっかり整えておく必要があるということは共通理解しておいていただきたい
なというふうに思っています。大変参考になる資料を頂いてまいりました。

では、戻りまして、事実関係の把握等のところですが、やはり「別に定めるところにより」で、こ
れ第三者委員会の設置はなかなか難しいということで、川越市は第三者委員会を自動的に設置する
という要綱がつくられているのですけれども、高嶋先生のお話ですと、自治法的根拠になかなか難点が
あると。課題になります。

それから、高嶋先生が言うには、県の人事委員会、公平委員会を活用ということを言われているの

ですけれども、まだまだそういう体制になっていない、現実的に。それから、職員自らの申請は受け付けられるけれども、議会からの申請が受けられないというのが現実です。それは皆さんご存じかと思います。先ほど前に申しましたように、要綱の作成の中で確認できる記述が必要かなというふうに考えられます。

それから、肝腎な議長による調査、聞き取りに対して、そして在り方、これは議論する必要があります。ほかの事例を見ますと、詳しく記述しているところと、そうでないところが明らかにあります。具体的なところを出しているのは常任委員会の活用です。これは総務常任委員会の絡みでのっているところもあれば、議会運営委員会で調査する書き込みをしているところがあります。市議会ですと、会派の代表者によって審査委員会がつくられるというところもあります。いきなり我々の条例の中に第三者委員会だというわけにはいかないと思うので、ここは常任委員会の活用か、これ議長一人で当たってくれというわけにはいかない事案だと思われます。こういう問題意識を持ってご意見のほうをいただいていきたいと思います。いかがでしょうか。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） これは第7条のところで、具体的にソフト面の部分を決めなければならない時期に差しかかっていると思うのですけれども、やっぱり第三者委員会というのはかなりハードルが高いではないですか。だとしても、別にやれるとは思っているのですけれども、今回の事の発端の事件を思い出すと、スピード感とかがすごく重要で、なかなかやっぱりスムーズに進まないところもいろいろあったと思うのです。となったときに、やはり第三者委員会とかが置いてしまうと、当時の反省が少々生かせないのではないのかなと、時間がかかってしまうのではないかなと思うのです。やはりそうすると、内部の議会運営委員会がいいのかなとは思っているのですけれども、でもそれって内部でしょうって。自分たちが起こした話ではないですか、それを内部でやるのというふうになってしまうと思うのですけれども、さっきの年長か、議会運営委員会委員長かという話があったときの議論を基に、そこは常識的なことを考えていいのかなと、そこはちょっと難しいところではある。議運でいいのではないかとは思っただけけれども、議運って内部のものだよねというところで、どう裏づけをするかという議論が必要なのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 内部組織ではちょっと疑問が残ると。確かに内部組織ではあるのですけれども、まず内部でしっかり調査しないと、それから当事者は当然そこには、例えば議運で調査するとしても、当事者がそこに入っていれば、その当事者は排斥ですよ。その措置を要綱等でしっかり記述しておくということで、内部で考えられるということは、民間企業なら分からなくはないのですけれども、議会として、果たしてそういう懸念を大きく持たれるかなというのはちょっと議論の分かれるところかなと思います。

各委員のご意見をいただきたいと思います、今の小柴委員の点に対して。率直なところをどんどん出していただいて、悩ましいことでもないとは思っています。責任持って我々が議会としての責任の中

で、まずは調査をしないといけないと思うのです。それをしっかり規則的に根拠のある組織をもって調査に当たると、それを指揮するのは議長だということです。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そうすると、これは7条の内容については、原案のままで私はいいと思うのです。というのは、ここに「別に定めるところにより」ということで、その状況に応じてということで、私はその内容にもよると思うのです。完全に重大なことであれば、それこそ第三者委員会も視野に入れて行うというようなことも必要なのではないかなと思います。軽微なことというと、ちょっと語弊がありますがけれども、これは内部の委員会で対応できるものについては、内部で設定することも可能かなということもありまして、これについてはあまり具体的に書いてしまうと、もう動けなくなってしまうと大変なものですから、この程度で原案どおりで私はいいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ただ、荒川委員……

○2番（小柴葉月君） そこら辺どうするかというところ、別に定めるところをどうするか。

○委員長（根本謙一君） そうです。

○5番（長嶺一也君） 別というのは、なので、それについては先ほど私が言ったように、物事によって変えてもいいのではないかなとは思うのですが、そんなふうでいいのではないですか。今この場で決めなければならないことなのかなということであれば決めなければならないのですけれども。

○委員長（根本謙一君） いいですか、皆さんはお持ちのはずです。川越市の要綱を見ますと、ここは1条に第三者委員会をつくるというふうに、もうしてしまっているのです。多分法的な助言、根拠の助言を得ずに、要は第三者委員会というふうに考えられるかなというふうに推察できますけれども、ただこれを全議員に全協で説明する際に、どこで調査するのだという質問があったときに、いや、それは何をもって考えますという話ではいけないと思います。ですから、組織はこういう形で、あるいは状況によってはこういう形でなんて複数のものを持っていると、実際最終的に、では誰が判断するのだと、またそこになるから、議運なら議運、あるいは我々の議会ですと総務厚生常任委員会、あるいは各常任委員会の代表となると議運になってしまうと。要綱に調査組織を記述する、それはどこどこだというふうに、いずれというか、議会全体に説明する際はつくっておく必要があるので、本当に変わるという話では見たいと思います。

ほか皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 議長からということで、これを許可したいと思います。

議長。

○議長（大竹 惣君） 申し訳ありません。ちょっと私なりの意見というか、考えなのですから、確かに議運なり、総務厚生でやるのだと、議員の中の内部でやっているような雰囲気はあるかもしれ

ないですけれども、逆に言ったら、職員間のハラスメントは総務課のほうで窓口がありますから、それは特出したものだというふうに考えていただいて、議員さんたちもそれぞれに町民の負託を受けて上がってきた一人一人、個人個人もそれなりの個性というか、人格があつての人たちなので、そこは大丈夫かなと、そこは信じるしかないかなという部分があります。

もう一つが、例えば議運か、総務厚生常任委員会かどっちかって言ったときに、私は議運のほうがいいかなと思います。というのは、議運のメンバーはおのおの常任委員長として、委員会をつくるときにほかの人から選挙、推薦なり、自薦なり他薦もあるかもしれないですけども、選挙に勝って上がってくるような人たちなので、それなりの人格者であるということにもなると思いますので、そういう面も考えましたら、議運のメンバーでやるというのが一番妥当ではないのかなというふうに私は思いました。参考までをお願いします。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございました。

議長からもご意見をいただくことになってしまいました。委員の皆さん、そんなに深刻にならないでください。意見を出していただだけませんか。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君）　私は、美咲町議会の条例をみました。

○委員長（根本謙一君）　美咲町、何ページですか。

○1番（櫻井幹夫君）　美咲町は何ページ……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　最後から6枚目です。

○1番（櫻井幹夫君）　美咲町を見ますと、第6条で、相談窓口の設置が示されていて、「議長は、議員によるハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応し、苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、議会運営委員会内にハラスメント相談窓口を置くものとする」となって、その次に事実関係の把握等という第7条が出まして、「議長は、ハラスメント相談窓口の対応によって議員によるハラスメントがあると認められるときは、速やかに事実関係を把握し、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるものとする」となっていたので、やっぱりここは議運がいいのかななんて思いました。うちの場合だと、6条でどこに窓口設置するとかもないので、6条と7条をここに当てはめると、内容がスムーズになるのかなと思いました。

○委員長（根本謙一君）　言わんとすることは分かりました。

ただ、今の……

○1番（櫻井幹夫君）　それだけです。

○委員長（根本謙一君）　意見を聞いてすぐの印象ですけども、そうすると、ただ窓口を議運に置くということだけで、議運で調査するというところまではなっていないのですよね。

○1番（櫻井幹夫君）　調査は議長がするのですけれども。

○委員長（根本謙一君） いや、だから議長が1人でできるわけではないので、どこの組織を使って議会としての調査をするかというのが今の論点です。窓口は、我々今までの議論の中ではとにかく議会事務局に置くということです。それはもう別に定めるということで、先進事例、別紙で頂いてきたこの用紙をもう一度見直し、フローチャートを使って、まず事務局でしっかり埋めて、議長の指揮の下に、その後の措置を講じていくということのイメージになりますよね。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） ごめんなさい、私のイメージとしては窓口はないのです。要は、そういう人たちが、自発的に出してきたときには、その窓口を設置しましょうということなのです。それまでには窓口ってないのです。これほかのものを見てもそうなのですけども、窓口あるのは半分ぐらいしかなくて、必ず最初から窓口を設置しているわけではないのです。私、困っていますという人がいたら、では、そういう人がいる、その人の相談する窓口をそこに今度はつくりますよということなので、初めからあるわけではないのですね、基本的に。そのほうが私は、それこそ皆さんが言っている具体的な部分につながっていくのではないのかなと思いました。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員はそういう受け止め方で意見がありました。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 美咲の第7条に、「ハラスメント相談窓口の対応によって議員によるハラスメントがあると認められるとき」となっているので、恐らくこれは議会運営委員会がその調査をした結果がこういう場合だというふうになっているのではないのですか、これ。相談窓口の対応をして、ここで事実関係を認めているという話だけなのかな、これ。だから、今櫻井委員が言うように、議会運営委員会で事実確認なりの作業をするのではないのですか。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） いや、そういう申出があったときに、それによって議会運営委員会の中でその窓口を立ち上げましょう。そのメンバーは、例えば議運の委員長だったり、議長だったりというメンバーが多分決められて、そこに窓口ができたので、ではこれを出したあなた、来てくださいと、ではご相談を受け付けますという体制がスタートするのだらうと思うのです。むしろそのほうが具体的なものではないかというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員の意見でありました。

ただ、申出があってから窓口を設置するというのではなくて、基本的には職員も含めてそうですけども、窓口は設置しなければならないというのは義務となっています。それがこの要綱です、町の職員の。ですから、いつでも窓口がありますから、そこに申し出てくださいよ、ハラスメントはいけませんよということで作られている要綱です。これも直近でこういうふうに急遽整えてきているという事実があります。過去は分かりません。ただ、相談窓口としては総務課が入っていることで設置されて、受けてくれる担当者、相談受け者が設置されて、義務づけられているという現実があります。

ですから、議会としても窓口はここですよというのは、やはりしっかり置くということは必要だというふうに考えます。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 今おっしゃっている要綱というのは町の要綱ではないのですか。

○委員長（根本謙一君） そうです。

○1番（櫻井幹夫君） 職員、議員間に関しては、まず職員は町の窓口を通して相談をして、それが町長を通して議会のほうに、職員の中でこういうハラスメントが起きていますという申出が出てくるはずなので、結局職員が直接議会の窓口に来る必要は私はないと思っています。ですから、窓口はちゃんともうあるので、そこでもんでもらったのが町長を通して議会に上がってくる。だから、議会ではそれを窓口開いて聞き入れなければいけないねとなります。今必要なのは、議員対議員になったときどうするのかなのですけれども、それは別に窓口が必要ではなくて、いや、俺、こういうふうに言われて、ハラスメントだってなったときに、議長がハラスメントか、では議運の中に相談窓口をつくりましょうということでもいいのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） 私は全部答えるということは控えたいと思いますが、皆さん、委員から今の意見に対してどんどん出していただかないと、議論が深まりません。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 櫻井委員の言わんとすることは分かりますが、うちの方のたたき台は第6条で、「議長は、別に定めるところにより」ということで、ハラスメントの相談窓口を置くということですから、その別に定めるところに要綱に議会事務局とか、議会運営委員会とかという文言をつければいい話であって、条例の中にこういうふうにきちんとなっている町村もあるけれども、これでも何ら差し支えはないということです。

ただ、皆さんの意見で、今櫻井委員が言った町村の、きちんと窓口はあるよというふうにしてあげるのか、そういうふうに関今この場で皆さんの意見を出し合ってやるような形で、そうすると、うちのほうのたたき台の議長は別に定めるところという項目は要らないということですね。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） おっしゃっていることは分かるのですが、要が一番問題なのは、どこでやるか、あるいは別に定めるのはいいのだけれども、別に定める、その中身だと思うのです。だから、文言よりもどういうふうにして事実関係を把握するかという部分をまず決めていかないと進まないのではないかなと思うのです。文言ばかり追っているよりも、本質のどこでやるかという部分。

○委員長（根本謙一君） いや、文言を追っているのではなくて、今横山委員が言ったように、どうやって調査していくかということでしょう、一番大事なことは。では、その調査をどこですののだということですよ。

○12番（横山知世志君） 星副委員長言われるように、別に定めるにしてもいいのですけれども、そ

この中身だなと私は思っているのです。だから、そこから議論していかないと駄目なのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 今のを踏まえながらぜひお願いしたいと思います。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 多分櫻井さんが言っているのは、筑紫野市の第6条の「ハラスメントに関する苦情の申出又は報告」ってここでは表現しているのです。つまりここでハラスメント相談窓口という言葉は使っていないのです。でも、我々のたたき台の第6条を見ると、「ハラスメント相談窓口を置かなければならない」って言っているのです。恐らくこれは中身は一緒で、言い方が違うだけなのではないかなと思うのです。ハラスメント相談窓口というのは屋号であって、中身は苦情の申出を様々な手段で行うという中身なのです。そこが、ハラスメント相談窓口という屋号が混乱を招いているのかなと思うのですけれども、ちょっと解釈はどうなのでしょう。よく分からないのです。理解が進んでいなくて、そうなのかなと思ったのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（根本謙一君） そんなに難しいことでは、来てから相談窓口を設置するというのはちょっと違うような気がいたします。相談窓口がありますよということで、そこに職員も含めてですよ。職員は、いわゆる執行部の総務課に行く場合もありますし、直接こっちに来てもいいという窓口はやっぱり職員に対しての条例でもあるわけですので、それはしっかり受け付けられる窓口が設置されていなければならないというのは当然至極だと考えられますけれども。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 本来ハラスメントは労使間の問題なので、労働者が、いわゆる職員がハラスメントを受けたとなれば、それに対応するのはその長の責任です。いわゆる、まず初めは課長だったり、あるいはそれを統括する部長だったり、最終的には社長の責任になります。そこで解決できない部分が恐らく町の場合だったらあるので、それが議会と職員には関係性に隔たりがありますので、直接本来こちらにお願いできる立場にはありませんから、そういう段階を経て、こちらに申出が来るはずですよ。ですから、初めにそれを受ける窓口をここに置いたのでは本末転倒になってしまうので、きちんとそこは分けたほうが本来の姿になると私は思います。

○委員長（根本謙一君） その本末転倒というのは。

○1番（櫻井幹夫君） 自分の上司や何か、要は主従関係を無視して全く関係のない被害を与えられた人に、ただ攻撃を仕返すするのであれば、それはハラスメント条例の対応ではなくて、ただのけんかです。

○委員長（根本謙一君） 職員同士のハラスメントは、当然執行部も処理しますよね、受付も当然そっちに行きます。それが議会に来ることは全くあり得ません。議会に来るのは、職員と議員間あるいは議員と議員間……

○1番（櫻井幹夫君） それしかないと思います。

○委員長（根本謙一君）　　ですよね、ここはいいですよね。

○1 番（櫻井幹夫君）　　はい。

○委員長（根本謙一君）　　そうした場合に、職員と議員の場合、直接議会に来る場合もあるだろうし、執行部を通して来る場合もあるから、今まではこっちにはその受皿がなかったということで、先般の事例は、まず執行部側で町長に対して申出書が行って、そして議会のほうに来たという事実があります。

○1 番（櫻井幹夫君）　　そうあるべきだと思います。

○委員長（根本謙一君）　　今まではそうだったけれども、今回、我々のハラスメント防止条例について、やっぱり窓口もしっかりつくって、いつでも受けられるようにしておきましょうということで今づくりをしているのです。これが先進事例を参考にしたと。ほかの事例、全て100%把握をしているわけではないので、窓口を設置というところまで、特にとても参考になるとしてきた筑紫野市の場合は、窓口の設置なんてわざわざ設けていないのです。こういうところもあるのだなというふうに、また1つ知見としてということはあったのですけれども、今の櫻井委員の話ですと、なかなか細かいことと分かりづらいところもあるかなというふうに思っているところです。

ほかの委員さんにも伺いましょう。

横山委員。

○12番（横山知世志君）　　櫻井さんが言うのは当然なのです。職員が上司に言って、上司からというのは当然。ところが、それを例えば社長なり首長なりが議会に持ってきて、議会として取り扱える窓口がないのです。そっくり議長に預けられているわけです。そうすると、議長も判断に困る場合があるので、6条の議会の相談窓口というのはやっぱり設置しておかなくてはならないのではないかと私は思います。

○委員長（根本謙一君）　　今の横山委員のは経験も踏まえてのお話だったなというふうに了解はしています。

櫻井委員、どうぞ。

○1 番（櫻井幹夫君）　　なので、先ほど申し上げた美咲町スタイルで、申出があれば議運の中に窓口を設置するスタイルに変えたらいかがでしょうかという話を先ほどさせてもらいました。

〔何事か言う人あり〕

○12番（横山知世志君）　　最初から議運の中に置くというのも決まっているのだ。

○委員長（根本謙一君）　　これはそうになっています。

○1 番（櫻井幹夫君）　　だとすれば、ごめんなさい。

十分しゃべったので、後は結構です。

○委員長（根本謙一君）　　いや、でもいろいろ考えることが出ていたので、問題ないです。

○1 番（櫻井幹夫君）　　実際つくってきた立場なので。

○委員長（根本謙一君） なるほど。

いろいろありましたけれども、次長、お願いします。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 筑紫野市議会の場合は、さっきの小柴委員の話だと、「窓口」とは入っていないのですよね、ここに。ただ、実際は窓口という何か物理的なものがあるわけではなくて、事実関係の把握ということで第6条で、こういう申出があったときには議長がと言っているのです。多分ここは議会事務局がそういう書類的なものを扱って、議長に直接持っていくかもしないですけれども、議会事務局が実務的な窓口になっているというのがここには相談窓口とか書いていないですけれども、多分そこに溶け込んでいると思います、これは。改めてそういう物理的ではないけれども、相談窓口の設置ということで議長が置かなければならないというふうに明記するかどうかだけの話なのですけれども、結論は一緒なのだと思います。ハード的な何かがあるわけではないので、そういうのを相談するときにはどこに持っていったらいいというのを直接書くか、もしくは別に定めるところって書いて総務課で持っているのか、議会事務局が持っているのか書くのもいいのかもしないですし、筑紫野市は書いていないのですよね。書いていないけれども、議長は苦情の申出または報告があったときだから、実際は議会事務局がやっているのでしょうということですよ。

○委員長（根本謙一君） 議会事務局にまずは行きますから。

〔「受付はしますよ」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） はい。

ただ、それがイコール窓口って称するけれども、わざわざ条例の中に議会事務局が相談窓口ですよなんていうことは書いていないので、書く必要もないということであるかと思います。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 多分、筑紫野市はそこをショートカットしてスマートに書いたのだと思います。わざわざこういうのを設置しなければならないと大げさに書かなかったという、でも中身的には多分同じことだと思いますね、さっきの屋号の話ではないですけれども。

○委員長（根本謙一君） では、ここは「別に定めるところにより」で、当然上とは関わるのですけれども、相談窓口の設置のところでは私もうっかりしましたけれども、では窓口は設置するのだけれども、どこだと具体的に求められたときには当然議会事務局だということで共通認識を持っていればよいと、直接、議長が窓口ですよなんていうわけにいかないわけで、これは……横山委員。

○12番（横山知世志君） いや、事務局が取りあえずお預かりするのは、それは当然だと思うのです、そこしかいないはずだから。それは事務局が議会のほうに、こういう事案がありましたとか、どうしますかということで持ってくるわけですから、そこの取扱いをする部署というか、担当というか、例えば、それを私は窓口と呼ぶべきだと思うのです。

○委員長（根本謙一君） そうか、そういう捉え方ですね。

○12番（横山知世志君） はい。

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そういう意味だと、先ほど言っていた、それが議運がいいのか、総務厚生常任委員会がいいのかという話なのだと思うのです。だから、広い意味での受付なのか、それは多分委員長は審議するというか、内容を調査する機関という意味で挙げていたと思うのですけれども、それを受付というニュアンスで取るのかどうか。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、そうですか。

○12番（横山知世志君） 調査する場所の窓口だと私は捉えています。

○委員長（根本謙一君） いや、調査だけではなくて相談窓口、受付窓口のことです。

○12番（横山知世志君） いや、だから受付窓口も相談窓口も一緒です、思いは。

○委員長（根本謙一君） いや、横山委員は調査と言っている。

○12番（横山知世志君） 調査も相談も受付も一緒、ただ事務局を通してくるだけの話。

○2番（小柴葉月君） 7条に書いてあります。

○12番（横山知世志君） どの。

○2番（小柴葉月君） たたき台の7条に書いてあります。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） だから、これが第7条、議長は、ずっといって事実関係を把握し、防止策を講じなければならないとあるのです。だから、議長がやらなくてはならないというのが書いてあるのです。

○2番（小柴葉月君） いや、別に定めると。

○12番（横山知世志君） だから、それが別に定めるところが問題だから、私はそこを先にやるべきでしょうとさっき申し上げたのです。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 以上のことを踏まえての提案なのですけれども、まず第6条の「別に定めるところ」というのは事務局、手段は後ほど決める。第7条に書いてある「別に定めるところ」というのは議運にする。これは妥協策ではないけれども、以前委員長から配付された雑誌のページにも書いてあるのですけれども、第三者委員会の見解という記事で、要するに「第三者委員会、ハラスメント被害を申告してから多額な予算を投じて第三者委員会を設置するか、それとも防止のために公設で常設の第三者委員会である人事委員会、公平委員会を強化、充実し、活用すべきか、答えは明白だと思います」と書いてあるのですけれども、要するに自分たちのところで議運でやって、議運で困ったときはそういう常設の機関を頼ればいいよねと書いてあると思うのですけれども、そんなところを参考にしなが、窓口は事務局、調査するところは議運、それでよいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員のほうからまとめたご提案がありました。私の想定していることと同様なことだったのですけれども、これに対して、鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） いい案だと思います。私もそれでいいと思いますけれども。

○委員長（根本謙一君） ちょっと突っ込んだ議論になったので、再審議を始めておきたいと思います。

小柴委員の提案に対して……星委員。

○8番（星 次君） そうすると、第6条、「議長は、別に定めるところにより」と、この部分は削除ですね。「議長は、議員による」ということでやって、最後から2行目で「ハラスメント相談窓口を議会事務局に置くものとする」というふうに文言はなってくると思うのですが、あとさっき言った第7条では、「申出があったときは、議会運営委員会により」というふうになるのではないのかなと思うのですが、その辺の確認を皆さんに聞きたい。

○委員長（根本謙一君） 今の意見に対してですか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） この議論をさせてもらうときに冒頭、委員長のほうから、全協の条例案を説明する際に、別に定めるところって何だという質問に対して、自分で考えを持っていかなくてはいいから、皆さんからの意見を求めたいということでしたので、6条に関しましては別に定めるところは議会事務局ですよ、7条に関する別に定めるところは議運ないし総務厚生常任委員会、どちらになるかはまだ決まっておりませんが、その程度でよかったのかなというふうな認識だったのですけれども、議論も伯仲して突っ込んだ話になって、だからこそ別に定めるところというのは今の全協で質問があった場合は、今現在はこうこう考えております。要綱で詳しく決めますというのは口頭でいいのではないかなと私は思ったのですけれども。

○委員長（根本謙一君） いや、要綱はそんなに場所が場所、あるいは組織が決まれば要綱はおのずとそんなに珍しくなくつくられていくと思います。当然皆さんに議論していただきます。

それから、議会事務局で窓口になった場合に、こういうフローチャートをつくって、議会事務局からこういう流れでいきますよと、ということです。そういうイメージで我々は研修してきたことを踏まえて、こういうたたき台もつくられているということで考えていただきたいと思います。

ですから、長嶺委員のほうもそのとおりでいいのですけれども、ただこれを議会に説明するときには、これをしっかり詰め込む必要があるのではないですか。だから、意見をいただきたいというふうに申し上げたわけです。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 「別に定めるところにより」というのが必要な場合って一言で表せないときだと思うのです。今ここの第6条でいうところがもし議会事務局だということであれば、副委員長の言うように議会事務局ってただ言えばいいだけの話だと思います。議会事務局もしくはこういう場合はここで、こういう場合はここで、というのであれば、やっぱりそれは別に定めないと、ここに文章を書くのは大変なのだと。

第7条でも、審議する場所が議運だ、しかもその議運のところに行くまでの間に、事務局で受け付けたのは議長のところに来て、議運のメンバーでどうこうというフローがあるのであれば、それは別に定めるところによりということで、そこに中身的には議運でやるのだよというのも書いてつくっておくというのはいいかなという。だから、今言った第6条のところの相談窓口の設置ということで、ただ単に議会事務局というのであれば、わざわざ「別に定めるところにより」って書かなくても、もうそれは議会事務局に置くというふうに書けばいいだけなのかもしれないです。フローとかも含めて流れがあるのだよと。書くのがちょっと面倒くさいよという場合には別に定めるところということで、そのフローも含めて事実関係の把握等のところでは書いたらどうかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 事務局から記述の提案がありました。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 第6条の関係についての意見を申し上げます。

先ほど次長のほうから、筑紫野市の窓口の規定が書いていないけれども、現実的には議会事務局が窓口でしょうねというような話がありました。現実的には、窓口は議会事務局になるかと思うのですけれども、ほかの規定を読む限り、議会事務局というふうな名称はあんまり見たことがなかったの、もうこの際第6条自体を削除してもいいのかなというふうに思った次第でございます。

そうすると、第7条に「別に定めるところ」という文言のところは、もう議会運営委員会ないし、または総務厚生常任委員会というふうなことを記載すればいいのかなというふうに思います。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと待って。

長嶺委員、つまり相談窓口の設置、第6条を削除してしまうと、7条の書き方がまた変わってきます。第1項で「ハラスメント相談窓口にハラスメントに関する申出があったときは」という、前条のハラスメントを。

○5番（長嶺一也君） だから、関係する部分についてはもう削除していいかなと思います。

〔「筑紫野市をまねするってことですよね。参考にしよう」と言う人あり〕

○5番（長嶺一也君） 筑紫野市のを活用すればいいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） では、第7条の別に定めるところは、調査する組織等の要綱ということになるかな、それ削除したから。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） もし今、長嶺委員が言うような形にすれば、筑紫野市の6条と7条を使って、当町の6、7、8条を表現すると。ここに議会運営委員会ってほぼ筑紫野市は入っていますけれども、逆にここを「別に定めるところにより」として、別に定めるところで議会の委

員会のことをうたえばいいのではないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。ここに書いてもいいですけども、第7条のところで議会運営委員会がと書かないで、別に定めるところによりということで、議会運営委員会というフローでやっていくというのを別に定めればどうでしょうか。

○委員長（根本謙一君） いずれにしても、フローチャートはつくらないとなりませんよね。それから、要綱とすれば……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） それは、別に定めるところで定めればいいのではないですか。ちょっと変だったですか。

○2番（小柴葉月君） 第6条のほうのフローチャートではないですか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 第6条のフローチャートですか。

○2番（小柴葉月君） そうそう。誰が相談して、どうさばくか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 事実関係の把握及び公表ということでイコールになっていけば、受け付けるフロー、調査するフローというのが別に定めるところでもうちょっと細かく作り込むことはできるのかなと思いますけれども、これ第1項、第2項という感じで。

○委員長（根本謙一君） 事務局からの提案もありました。

筑紫野市を見ますと、6条はいいのですけれども、7条の第1項は、これは第6条に入る部分ではないのかなというふうに思います。「調査及び確認を行う」ですから、事実関係の把握ですから調査しないと把握できないわけで、7条の第1項は、第6条のほうに入ってくるかなと思うのですけれども、なのでこういうふうに……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） なので、6条と7条は一緒にできないかなと思ったのですけれども。

○委員長（根本謙一君） いや、公表等はまた別にせざるを得ないでしょう。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうですか。

○12番（横山知世志君） 公表等は7条の2項でしょう。

○委員長（根本謙一君） そうそう。

○12番（横山知世志君） だから、1項を使っていました。

○委員長（根本謙一君） 調査、確認まで公表等の中に入れたから、これなぜだろうなとずっと悩んでいたのです。これが6条の第2項にいけば、なるほどと思うのだけれども、これ議会運営委員会のことをここに入れたからか。相談窓口の設置というのはやめますか。

○2番（小柴葉月君） 言葉を使わないということですね、やめるということは。

○委員長（根本謙一君） 今のに関して。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 今委員長がおっしゃった第7条の第1項については、6条にくっつくのでは

ないかというようなお話があったものですから、第7条の1項のところは6条の第2項にしまして、第7条の公表等は2項だけにするというようなことがいいのではないのでしょうか。だから、7条の第1項は、「前条の規定により」は「前項の規定により」に変わりますけれども、6条に入れる場合は。

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） フローの話ですが、先ほど委員長からあったと思って、事実関係を把握する際のフローみたいなのも必要でしょうということを考えると、筑紫野市の第6条の第1項、2行目、「速やかに」の前に、例えば「別に定めるところにより」とかというのをここにに入れて、「把握しなければならない」というふうにまずしておいて、第2項で今、長嶺委員が言ったように、「前項の規定により申出又は報告されたときは」、ここは例えば「議会運営委員会が」とかというふうに、はっきりここに書いてもいいのかもしれないです。ここには「別に定めるところにより」とやらなくても、もうここでやるのだというのが決まっているのであれば、それを変えてもいいし、別に定めるとしてもいいですけれども。なので、「別に定めるところにより」と2行目の頭に入れば、そういうフローとか申出のやり取りのところがそういうところで、別に書くよというのが表現できて、はっきりとは書いていないけれども、議長に出すということは議会事務局に出すということなので、それは申出があったときに窓口ができるというさっきの櫻井委員のイメージにも近いのかなという気がしますけれども、出されればそこに窓口ができるというか、それで結果的には議運のところに申出があればそういう窓口であり、調査窓口みたいなのできるというようなイメージになるのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（根本謙一君） では、整理します。

相談窓口の設置、第6条になっていますけれども、これを削除して、事実関係の把握等に、これ内容的には少し書きっぷりが違いますね、たたき台と。たたき台は、「把握して今後のハラスメントの防止策を講じなければならない」、これは入れても問題ないのではないか。これは、筑紫野市は「把握しなければならない」で第1項が終わっています。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 把握と把握等の違いです。筑紫野市は把握です。

〔「把握等だからどうするかな」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、第6条を削除すると、いいですね。確認したいと思いますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それで、次に事実関係の把握等、これが第6条になってくるわけです。そうですね。そして、あと記述の仕方です。先ほど関本次長のほうから提案がありました「別に定めるところにより」を2行目の「速やかに」の前に入れて、たたき台の「今後のハラスメントの防止策を講じなければならない」というふうに入れると、その後の第2項として、長嶺委員のほうから提案があった筑紫野市の第7条1項の部分とちょっと不具合が出てくることになるのかなと。

○5番（長嶺一也君） 私は、新しい6条の部分につきましては、筑紫野市の6条をつくる。筑紫野市の2行目の「速やか」の前に、次長が言った「別に定めるところにより」というものを入れていくと、加えると。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 長嶺委員は違います。今7条の一番最後のところに「今後のハラスメントの防止策を講じなければならない」ってたたき台に入っているではないですか。これをどうするかということです。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） これは、この規定を読むと、議長は講じなければならないということになるので、防止策を講じるのは誰なのだという話になりますよね。講じなければいけないのはハラスメントをやった人だから、「今後のハラスメントの防止策を講じなければならない」という文言はなくてもいいのかなと私は思いました。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） だから、少なくともこれは防止策を講じるということです。防止策を講じるのは……

○5番（長嶺一也君） 防止策とは、まずはやった本人が……

〔「やった本人はそこに入っていないよ」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） やった本人に対して……

○5番（長嶺一也君） 議会がやった本人に対して、こうこう、こうこうと反省しろよとか、そういったどうこうやるというようなイメージです。

〔「原因に対してでしょう、防止策だから」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） みんなばらばらでしゃべらないでください。挙手してお願いします。

星委員。

○8番（星 次君） うちのほうのたたき台の第7条で、事実関係の把握等と入れたのは、「及び今後のハラスメントの防止策を講じなければならない」という文言を入れたから「等」を入れているのであって、筑紫野市の場合は把握だけなのです。「今後」は入っていないから「等」は入れなくてよかったというふうな解釈です。だから、長嶺委員が言ったような形を取れば、次長と一緒に「速やかに」の前に「別に定めるところにより」ということにして、それから第7条を削って第2項で「前項の規定による」というふうに訂正すれば、筑紫野の部分は生かされるのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） そのとおりなのですが、ただ防止策を講じなければならないという項目が議長の責任として最終的にはあるというふうに考えなければいけないと思うのです、防止策を講じなければならない。ただ、調査して、事実確認を把握するだけ、それから結果として公表するか、あるいは注意喚起だけで終わるかを含めてですけれども、それで済む話ではない。防止策をちゃんとつくってください、つくらなければなりませんよというのがたたき台の中身です。ですから、それは

要らないというのか、ただ調査を把握するだけでいいのかというところです。

小島委員。

○7番（小島裕子君） 今は「ハラスメントの防止策を講じなければならない」を8条の2というのですか、2項の一番最後に入れたらどうでしょう。氏名の公表のところになってくるのですけれども、「公表その他の必要な措置を講じなければならない。また、今後はハラスメントの防止策を」というところで講じなければならないがダブってしまうので、そこに入れたら駄目ですか。そこには入れない。

○委員長（根本謙一君） そこには入らないと思います。これは公表に関してのことだから。対策を講じる部分と違うので。

○7番（小島裕子君） 把握等、事実の把握に防止策が入るというのは。

〔「おっしゃったことは別だね」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 「今後のハラスメントの防止策を講じなければならない」、何となく分かるのですけれども、具体的にはこういう、例えば指導、助言、注意、その他というような措置を講じ、または議員の氏名の公表とかをするということが、つまりはそういうことになるのではないのかなと。そうすると、そういうのがある都度、議長はこれ以外の何かをしなくてはいけないのかなというふうになってしまいませんか。だから、私はこの言葉はなくて、筑紫野市の第7条の第2項、これを公表ということで、すっと入れればいいのかというふうに思ったのですけれども、議長が大変にならないかなと思うのです。あるごとに今後の何とかを講じなければならないってなると、具体的にどうしたらいいのかという。

○委員長（根本謙一君） 具体的には研修も含みます。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 研修は実施しなければならないとなっております。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 逆に議長が求められているのは、筑紫野市のほうの7条の2項が分かりやすいと思うのですけれども、議運の調査結果を尊重して、確認されたときには必要な措置をするのだよ、それを議長はちゃんとやるのだよというふうに書いてあるので、これこそが全てのような気がするのですけれども、どうでしょうか。それが防止策なのか、それをちゃんとやるのだというのが抑止力にもなるし、防止策にもなるのかなというふうに思いますけれども。

〔「私もそう思います」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時50分）

再 開 (午後 3時55分)

○委員長(根本謙一君) では、再開します。

今、事実関係の把握等のところでいろいろ議論が沸騰いたしました。ここ皆さんのご意見を生かして、副委員長に整理したものを読み上げていただきます。それにまた改めて意見があれば頂戴します。

では、副委員長、お願いします。

○副委員長(星 次君) それでは、たたき台は参考にしないで、「議長は、議員又は職員からハラスメントに関する苦情の申出又は報告があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該申出又は報告に係る事実関係を把握しなければならない。」2項として「前項の規定により、申出又は報告をされたときは、議会運営委員会がハラスメントに係る事実関係の調査及び確認を行うものとする。」ということで、ここうちのほうのたたき台では「今後のハラスメントの防止策を講じなければならない」というのがこの中に「事実関係の調査及び確認を行うものとする」というふうに2項の最後に言っていますので、これに一応包含されるのではないかということで、うちのほうの防止策は削除ということで、筑紫野のこの部分を生かすことができれば、全部うちのほうに当てはまるのではないかということでございます。

○委員長(根本謙一君) お分かりいただけましたか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長(根本謙一君) 事務局も押さえていただけましたか。

〔「公表等は消すんだね」と言う人あり〕

○委員長(根本謙一君) いや、公表は……

〔「場所が変わる」と言う人あり〕

○委員長(根本謙一君) 公表は、今度「等」がなくなります。

〔何事か言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長(関本 達君) 筑紫野市の第7条第2項が公表等になって、公表だけではないので。

○委員長(根本謙一君) 確認ですけれども、議会運営委員会、ここがその調査に当たる組織だということでもいいのですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長(根本謙一君) 決定しました。

よろしいですか。ほかの委員の方は大丈夫。了解。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長(根本謙一君) 櫻井委員。

○1番(櫻井幹夫君) はい。

○委員長(根本謙一君) 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） はい。

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7番（小島裕子君） はい。

○委員長（根本謙一君） それでは、次に参ります。

次ですけれども、先ほど初めに皆さんにご検討いただいた⑥の部分、議長がハラスメントの加害者もしくは被害者になることを想定していないが想定するべきでないかどうかを議論いたしました。全員一致で盛り込むべきだということで、それは何条が望ましいかということでは第9条となるわけですね。

〔「8条」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ああ、そうか。6条がなくなりましたからね。

○2番（小柴葉月君） もう筑紫野市と一緒にになりました。ペースが合っています。

○委員長（根本謙一君） そういうことになりますね。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） それで、恐らくここの年長議員に変えなければならないのかなという気がしてきたのですけれども。つまり第6条の中で、議運が調査しますよって言っているではないですか。だから、第8条に議長と副議長が駄目だったときに、そうなのです。バランスを取るために、議長、副議長が駄目だったときに、今まで議運の委員長がと言っていたけれども、議運の委員長はこっちで仕事ができってしまったから、年長ってやらなければならないかもしれないです。筑紫野市と同じにするしかなくなってきたというか。

〔「そうせざるを得ない」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） ですね。

○委員長（根本謙一君） そういうことになりますよね。

○2番（小柴葉月君） はい。

○委員長（根本謙一君） 今小柴委員のほうから冷静な着眼点でご指摘がありました。議長職務の代行で、事前の協議の議論の中で、議長、副議長、その次の代行者としては議運の委員長ということで一応共通理解を持ったところです。この議長職務の代行という第8条にそれを入れるわけにはいかなかったということはどうしてかという、前条の公表のところで調査組織が議会運営委員会というふうにしたことから、委員長はこちらの采配等の立場で議長の職務代行ということはちょっと無理がある。よって、筑紫野市の例を取って、年長の議員とせざるを得ないのではないかという提起であります。

この件に関して異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、全員賛成ということで、年長の議員ということにしたいと思います。

それに決定をいたします。

次に参ります。次に、プライバシーの保護の点です。たたき台かどうか、また筑紫野市のほうが分かりやすいですか。

〔「ほぼ一緒です」「これは原案でも」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） たたき台にもね。

では、このままでいいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、このままで決定したいと思います。

〔「委員長、ちょっとよろしいですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 今のうちに言ってください。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） この9条の後に、ハラスメントをやった議員の立場も考えまして、異議申立ての規定もあつてはどうかなんて思ったのですが、そこまでは考える必要はないですか。私が考えた案文を言ってみますけれども、異議申立てとしまして、調査対象となった議員は、調査結果に不服がある場合は議長に異議を申立てし、提訴することができるものとする。その場合、第8条第1項及び同条第2項の公表は、判決が確定するまで保留するものみたいな。そこまではやらなくていいですか。

○12番（横山知世志君） 議会運営委員会でもって、しっかり当事者同士の調査をするわけですから、私はそこまで必要ないというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） ただ、長嶺委員は……

○5番（長嶺一也君） ただ、異議申立ての規定はよくあるので、これはどうかなといった話で提示しただけです。

○委員長（根本謙一君） 倫理条例にはよくありますよね。審査委員会を立ち上げて、そういう法的な問題で結構、異議申立ての提案も必ず入ってくる項目になりますけれども、このハラスメント防止条例の場合はそこまでのことではないので、今横山委員からもありましたように、議会運営委員会の中で調査、把握の中で、その部分は十分に受け入れられるということで調整ができました。

では、今の長嶺委員の提案は聞いていただくということでよろしいですか。

○5番（長嶺一也君） 聞き流してください。

○委員長（根本謙一君） では、次に委任に移ります。

当然これは必ず入れておかなければならないということなので、このままでいいかなと思いますけれども、ご意見あれば。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、そのままで決定していいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 決定いたします。

次に、附則として、公布の日から施行するというふうになっております。これはどうでしょう、意見あったら。

ちなみに、筑紫野市も同様になっています。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） たたき台の最後になります。検討ということでのせてあります、たたき台の。事前の自分の中で、荒川委員のほうからもこの点についてはしっかりのせてあるのでということで収めた案件もあります。読み上げますと、「議会は、この条例の施行後3年以内において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ということです。筑紫野市は入っていません。これは先進事例の考え方、つくり始めですので、想定外もありましょうし、いろいろ改正点も社会状況や、それぞれの地域性、特性の中で改正が必要なこともあるでしょうから、速やかに、まずは3年以内として、しっかり検討することを定めてはどうですか。

これ入れておいても問題はないと思いますけれども、皆さんはどうですか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 特にこの検討の規定があっても問題はないと思うのですが、議会改革推進特別委員会はずっと続けるというのか、それとも検討は議運でやるのか、そういったこの機関でやるのかというのをちょっと整理しておく必要があるのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 今ご意見がありました。当然この議会改革推進特別委員会はこの任期中だけで終わります。自然消滅します。次の議会がどうするかを決めるわけですので、今の時点では何とも言えないところではあるかなというふうに思います。

ほかに何かご意見があればですけども、次長、何か意見ありますか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今の件とまた違うのですが、今のはそれでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） では、待ってください。

では、今の長嶺委員の意見に対しては、このようなことでこのとおりでよろしいでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） すみません、本当は今日は時間ないので、ちょっと議論できないですけども、ここから「別に定める」の部分がちょっとやっぱり大変だと思っていて、指導、助言、注意、その他必要な措置、議員の氏名の公表とかといった場合に、ハラスメントを受けた人がこうしてくださいというからこうするのか、あるいはそれを望まなくてもそうするのかとかいろんな場合が出てくるわけです。例えばもうこういうひどいことをされたり言われたということを言って、

議運のところでもんで、そのレベルによって指導、助言云々等々、だから公表しなくてはいけない。でも、その被害者は公表までは望んでいないと例えば言った場合に、その被害者の声を酌むのか、酌まないのか。そういう事実に対して、それは議運として、これは公表しなくてはいけないということで議長が公表するののかとかという、そういう決めをつくらないと、もうそういう小さなことですが、物すごく大切なことなのです。なので、今日はちょっとそこまでの話はできないですけれども、そういう話もしなくてはいけないのかなと思うのです。

要は、被害者の意見も斟酌することなのかによって、そのフロー図も変わってきてしまうのかなというのは思うのです。なので、その話はたたき台なんかをつくりながら、また別の機会に議論が必要かなと思いました。

○委員長（根本謙一君） これは当初から議論になるだろうというところですよ。希望しない場合はここで調査終了というふうになっているところもあります。いずれにしても、調査、把握はしっかりしなければならないということがあります。その中で、最終的には今回、議会運営委員会で調査、把握するという事になったので、その中で最終的には公表するかどうかも含めて結論を出していくということです。なので、まだまだ議論しなければならない部分だなというところもあります。

今、関本次長のほうからの問題提起も踏まえまして、この次も時間の中でしっかり議論を深めて整理したいと思います。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 次回のときもこんな感じでつくってもらった今日の①から⑦まで、順を追ってやっていたのではないですか。それで、例を挙げてもらったりとか、それまでやれとは言わないですけれども……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 検討しやすいですよ。あった方が。

○2番（小柴葉月君） そうなのです。あっちこっちいってしまうので。

〔「本当に素晴らしいです」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） そうですね。全部これをちょっともう一回用意しておけとは言えないですけれども、例えばいついつまでに今話し合わなければいけないポイントは何だと思いませんか、例にすべき自治体はどこですかみたいな感じでこっちにも投げてもらって、いついつまでに提出して、それをそっちで集約してもらって、つくってもらいたい感じでやってもらうと、かなりスムーズに。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今思ったのは、例えば今日出たような自治体とか、今の私たちのつくり込みに似ているようなところの、もう事務局としゃべるほかないと思うのですけれども、フロー図などは出していないんです基本は。なので、事務局でイメージでちょっとたたき台として二、三、案をつくるしかないのかなと思います。

○2番（小柴葉月君） ありがとうございます。

○委員長（根本謙一君） それでは、あっちこっち調べていますけれども、ここまでは出せない。要

綱だっつつくっているところは分からないところも多いです。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 多分うちらが最終的につくっても、そこまでは公表しないかもしれないです。

○委員長（根本謙一君） 載せないですよ、普通。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい。内規的なものだと思うので。

○委員長（根本謙一君） ですから、ここで事務局のお力をお借りして、少し整理して提出していただきながら、確認も同時にできる限り調査を可能な限りやっていただいて、より深まる議論になっていけば、すばらしいものに整理されていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今日、話した内容は、なるべく早めにまとめて、一回皆さんに渡して、全体で見たときにやっぱり違和感とか感じるかもしれないので、それは渡したいと思います。

○委員長（根本謙一君） そこまで事務局はしっかり認識を持って考えていてくださるので、私たち正副委員長も本当に助かっているところです。局長も含めて、事務局の皆さんには本当に頭が下がりますけれども、これをしっかり成就させて、2人、私たちも力を合わせて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほか委員から何かご意見ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、議長のほうから本当に長時間しっかり聞いていただいて、折に触れてすばらしいサジェスションをいただいて整理してくれました。ありがとうございます。

では、議長のほうからお願いします。

○議長（大竹 惣君） では、皆さん、改めまして大変長時間にわたりお疲れさまでございました。聞いていて、今までの我々の経験を踏まえて、それがブラッシュアップしたような状況になっているのかなというふうに、大変時間はかかっていますけれども、期待しているところも大きいです。引き続き論点をしっかり捉えながら議論していただきたいと思います。

また、関本次長もこうやってしっかりと整理してくれたから、こうやって進めていただけたと思います。本当にありがとうございます。また、正副委員長もふだんから時間を割きながらまとめたいただき、ありがとうございます。引き続き頑張ってくださいと思います。

あと県内のほかの市町村の情勢ですと、最近西会津のほうでは新聞に出ましたよね。プラスあと白河のほうもいろいろ問題があって、今議論をしていて、本当は白河は9月会議で出すというわけだったのですけれども、まだちょっと時間がかかるというような、もしかしたら県内ですけれども、県内でハラスメント防止条例が成立するのは白河が一番かなというところが、今美里か白河、どちらかなというような状況でメディアのほうも結構注目していますので、もちろんなるべくスピード感を持ったほうが注目度が得られるというのは念頭に置いておきながら、かといって適当なものをつくるわ

けにもいきませんから、ちょっとしっかりと議論していただきたいと思います。

私のほうからは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） 改めて皆さんのほうから何もなかったら、本日の会議はこれにて終了したいと思います。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 連絡があります。

○委員長（根本謙一君） では、事務連絡を。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 北塩原村から当町の特別委員会の取組で、いずれ視察に行きたいというような話があったのですが、まだ今やっている途中なので、そういうタイミングが合えばということですが、まだ条例もつくっていない中なので、いま一つなかなか答えられることもないので、ただそういうお声がけもあるぐらい注目されていることなのかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがたい情報でありまして、それはそれとして、我々はやるべきことをしっかり踏まえて議論して整理していきたいと思います。ありがとうございました。

○議会事務局長（川田佑子君） それでは、5、閉会ということで、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 皆様方には午前中から慎重審議していただきまして、本当にありがとうございました。第1条から検討の部分まで、最後まで審議していただきまして、何とか形になったのかなというふうに思っております。

これをもちまして第7回の議会改革推進特別委員会を閉じます。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 4時20分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年9月25日

委員長 根本 謙 一

書記 関 本 達